

別冊 1

障害のある学生等に対する  
大学の支援に関する調査  
結果報告書  
—事例集—

近畿管区行政評価局



## 目 次

1	バリアフリー一点検実施団体の概要等	1
2	共通	2
3	福井大学	28
4	滋賀大学	44
5	京都大学	49
6	大阪大学	57
7	神戸大学	77
8	奈良女子大学	91
9	和歌山大学	104

## バリアフリー点検実施団体の概要等

### ○ バリアフリー化の点検を協働で実施した団体

NPO法人ゆに

主な事業は2つ。①「障がい学生支援事業」として、支援する学生、障がい学生同士が支援における課題や支援法を共有する「交流会」や、障がいのある学生の生活で課題となっている通学における移動支援、授業中のサポート、就職活動における情報保障を支援するために大学同士の垣根を超えて様々な大学へ支援学生を派遣する「サポーター派遣」を実施している。また、②「ホームヘルパー事業」として、主に学生スタッフによる障がい学生のための訪問介護、及びガイドヘルパーの支援を実施。京都府から居宅介護等事業者の認定を受け、「重度訪問介護事業所ゆに」を開始。重度訪問介護従業者養成研修も開催。

また、委託先の前身団体である「さぼーと net」は、立命館大学構内のバリアフリーマップ作成協力の際、大学構内におけるバリアフリー調査の経験有り。現在は、肢体不自由者、視覚障害者、肢体不自由体験(車いす)や視覚障害体験(アイマスク着用)を行った健常者の各視点から、観光地や大学におけるバリアフリー調査を実施。

### ○ バリアフリー化の点検を協働で実施した障害のある方々

障害種別等	業務関連実績
身体障害者手帳1種1級(視覚障害) 白杖使用、点字判読可能	大学施設のバリアフリー化に係る調査及び整備に係る調整の御経験も
身体障害者手帳1種1級(肢体不自由) 上下肢機能障害(車いす使用)、言語障害	様々な大学に、日常的な施設バリアフリー化等の御助言も

### ○ 調査協力団体からの本調査を通じてのコメント

各大学における障害者への対応は、施設整備のみならず、人的支援やICT技術の活用、学内制度上の調整等を含めて総合的に実施されている。施設整備については、「利用頻度や危険性の高い部分から優先して整備する」、「入学する障害学生の個別の状況に応じて、必要な個所については整備・改修する」というように、各大学においてそれぞれの明確な方針がある場合がある。

一方で、本調査においては、現に存在する施設そのものの使い勝手や安全性を、各大学に所属していない調査員が調査・評価している。そのため、前述のような各大学の個別の状況を踏まえた評価には至っていない。

したがって、ここで「不便」、「利用できない」等としている事項すべてが、必ずしも当該大学に在籍する障害者にとって課題となっているとは限らない。たとえば、図書館の蔵書検索用端末が現状の机の高さや配置では障害者は利用できないという課題について、ノートパソコンの貸し出しや個人のパソコンの学内ネットワークへの接続等により、図書館内の端末と同等の機能が場所を選ばずに利用可能となっている例がある。点字ブロックの未整備についても、在籍する視覚障害のある学生が支援者と一緒に行動することが多く、施設改修よりも人的支援の充実等を優先している結果である場合もある。

誰もがアクセスできる施設の整備が不可欠である点は言うまでもない。一方で、「施設整備ありき」ではなく、誰もがアクセスできる大学であるための取り組みを、施設整備も含めて総合的に進めることが重要である。



# 共 通

- 事例 1 廊下に椅子等を置くと、障害のある学生等の通行の妨げや怪我につながるおそれ
- 事例 2 多目的トイレの「呼出」ボタンと「便器洗浄」ボタンが識別できないため躊躇
- 事例 3 便座の位置からトイレトペーパー等が離れており、手が届かず、使いにくい
- 事例 4 多目的トイレ、女性トイレ併せた案内表示では、男性の車椅子使用者が入りにくい
- 事例 5 交換用トイレトペーパーの保管が適切でなく、車椅子を旋回できないなどの支障
- 事例 6 エレベーターの鏡が高くと、車椅子の車輪が見えないまま後退する不安や焦り
- 事例 7 上肢機能に障害のある学生等は、押し込む力が弱いので、凸型の押しボタンが安心
- 事例 8 障害学生支援担当部署の窓口は、利用しやすく整備
- 事例 9 建物出入口から障害学生支援部署等の窓口まで、誘導ブロックを敷設
- 事例 10 図書館ゲートの位置が高く、車椅子使用者から差し込み口等が見えない
- 事例 11 手荷物ロッカー等の施錠がダイヤル式の場合、数字を周回できるものは適さない
- 事例 12 食堂での注文が確実に伝わる方式なら安心
- 事例 13 階段状の講義室の着席位置について、車椅子使用者も選択できる工夫を
- 事例 14 教室番号がドア上部にしかなく、点字表示等もないので、目指す教室が分からない
- 事例 15 学生が開閉する学習室の鍵穴がかなり高い位置にあり、車椅子使用者は手が届かない

## 事 例 表

事例番号	共通-1	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	廊下に椅子等を置くと、障害のある学生等の通行の妨げや怪我につながるおそれ		
障害種別	視覚障害、肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	多くの学生が利用する施設内の廊下に椅子等の通行の支障となり得る物品を置くと、車椅子使用者や視覚障害のある学生等が接触して負傷したり、つまずいて転倒したりするおそれあり		
チェックポイント	建物内の廊下に椅子など置かない。障害のある学生等には、「支障物」（バリア）となる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	廊下に椅子等の大きな物品を置くことは、障害者にとっても、災害時の避難経路としても、「妨げ」となり、好ましくない。		

### 【現地写真】

[例：奈良女子大学のS棟内の廊下]



**（注）廊下に奥行き 60 cmの椅子が 2 脚。「待機者用」の意図であっても、車椅子使用者や視覚障害のある学生等には「支障物」。接触したり、つまずいて転倒したりするおそれ**

### 【参考】

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成 29 年 3 月国土交通省）（以下「建築設計標準」という。）

（2.1.4 ソフト面の工夫）

- ・敷地内の通路上に不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが機能しなくなる。設計段階において、施設運用上のあり方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障がおきないように、配慮することが望ましい（2-28(2)）

## 事 例 表

事例番号	共通-2	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	多目的トイレの「呼出」ボタンと「便器洗浄」ボタンが識別できないため躊躇		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	多目的トイレの「呼出」ボタン、「便器洗浄」ボタンについて、①点字表示がなく、②どちらも押しボタンになっていて、触った感覚（触感）が両者とも同じ場合、識別できない。間違えて「呼出」ボタンを押し、係の職員が来る騒ぎになるのではないかと、「便器洗浄」ボタンを押すことを躊躇してしまう。		
チェックポイント	多目的トイレの「呼出」ボタンと「便器洗浄」ボタンは、①点字表示を付すか、②呼出ボタンをひも付きにするなどして一方を特定できるものとするかで、安心して利用できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	「便器洗浄」ボタンだと思って「呼出」ボタンを押してしまい、職員が数人集まったという恥ずかしい経験が何度もある。今でも、「識別できない」ボタンを押すのに、ためらいがある。「何のボタンか」識別できるようにしてもらえると助かる。		

### 【現地写真】

[写真①：福井大学文京キャンパスの総合研究棟Ⅰの1階にある多目的トイレ]



[写真②：京都大学吉田キャンパスの吉田南構内吉田南4号館の1階にある多目的トイレ]



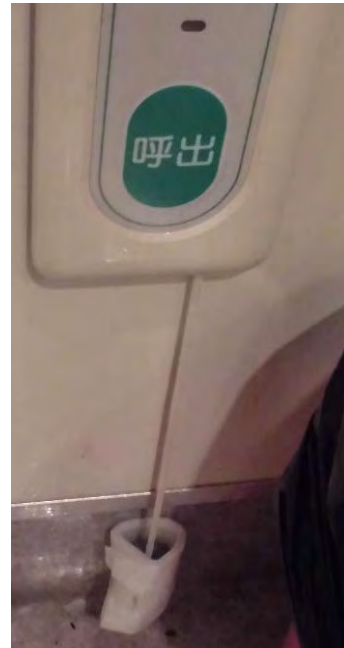
【補足】

当局の調査で、「便器洗浄」ボタンに点字表記が付されているものがあつた（写真左）。しかし、「呼出ボタン」にはなかつた。

なお、「呼出」ボタンにひもがあると、協働で調査に当たつた視覚障害者（全盲）は、経験から、識別自体は可能とのこと（写真右）。



【実例】点字表示があつた例

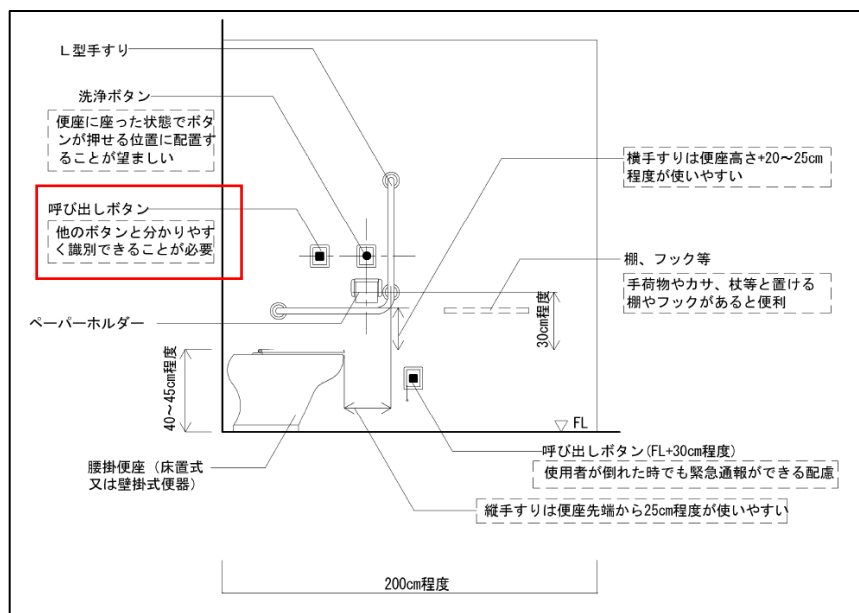


（参考）ボタンに「ひも」

【参考】建築設計標準

（2.7.4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準）

- ・便器洗浄ボタンは、押しボタン式等、視覚障害者が触知しやすく誤作動しにくいものとする（2-84(1)③イ）
- ・ボタンには凹凸やふくらみ、へこみ、等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者にわかりやすいよう配慮する（2-84 留意点：便房内の設備）



## 事 例 表

事例番号	共通-3	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	便座の位置からトイレットペーパー等が離れており、手が届かず、使いにくい		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	多目的トイレには、①便座が壁から離れている（写真①）、②「呼出」ボタン等が便座より低いいため押しづらい（写真②）など、不便な配置のものがある。		
チェックポイント	トイレットペーパーは、便座に近いと使いやすい。「呼出」ボタンも、便座に着席した状態や転倒した状態でも押しやすい位置とする。多目的トイレは、車椅子使用者の「使い勝手の良さ」（便利さ）を考慮したレイアウトが適当		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	便座が壁面から離れ過ぎると、トイレットペーパー等に届かず使用しにくい。壁面側の手が不自由な人もおり、反対側の手でも届く位置にあると便利である。「呼出」ボタンは、「座った状態」と「転倒した状態」の両方から押せるよう2か所の設置がよいと思う。どちらの状態からも押しにくい（使えない）位置では困る。		

### 【現地写真】

[写真①：和歌山大学の基礎教育棟の1階にある多目的トイレ]



**(注)** 便座が壁から離れている上、間の手すりが妨げとなり、トイレットペーパーが取りづらい。レイアウトの意図が不明

[写真②：和歌山大学の経済学部棟の1階にある多目的トイレ]



**(注)** トイレットペーパーの下に設置されている「呼出」ボタンが便座より低いいため、押しづらい。転倒した状態からも、便座より奥の位置となるため、押しづらい。



**【参考】建築設計標準（2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準）**

- ・腰掛便座の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S 0026 に基づく配置とする（2-76(1)④ウ）
- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座に座った状態で利用できる位置に設ける（2-76(1)④ウ）
- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする（2-76(1)④ウ）
- ・呼び出しボタンは、腰掛便座に座った状態で手が届く位置に設ける。また、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設ける（2-77(1)④ウ）
- ・手すりの設置により、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が利用しにくくならないよう注意する（2-76 留意点：手すり）

## 事 例 表

事例番号	共通-4	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	多目的トイレ、女性トイレ併せた案内表示では、男性の車椅子使用者が入りにくい		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	同じ区画に多目的トイレと女性用トイレが設置されている場合、両者併せた表示となっている。男性の車椅子使用者は、使用してもいいのか分からない。		
チェックポイント	多目的トイレの案内表示について、「性別に関係なく使用できる」旨を明確にすると、誤解を招くことがないので、男性の車椅子使用者も入りやすくなる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	多目的トイレ、女性用トイレはドアが別々であっても、廊下に両者併せた案内表示となっていると、「女性用の多目的トイレ」と誤解するおそれがある。男性の車椅子使用者からすると、「女性用トイレを使用した」と勘違いされることが心配で、使用しにくい。女性も、「男女兼用の多目的トイレ」と知らなければ、男性が中から出てくると驚く。		

### 【現地写真】

[写真①：滋賀大学彦根キャンパスの研究棟2階にある多目的トイレ]



(注) 廊下にある表示

(注) 正面から見た表示

[写真②：京都大学吉田キャンパスの本部構内の旧石油化学教室本館1階にある多目的トイレ]



(注) 廊下にある表示

(注) 正面から見た表示

[写真③：和歌山大学の基礎教育棟の1階にある多目的トイレ]



(注) 廊下にある表示

(注) 正面から見た表示

○ **多目的トイレの表示を工夫している例**

[写真：福井大学の教育系1号館の1階にある多目的トイレの表示]



**(注)「多目的トイレ」と「男性用トイレ」が別々に表示されており(出入口の上部)、両方あることが分かる。また、多目的トイレ横には、「車椅子マーク」に、男性及び女性のマークが併せて表示されており、「男女兼用の多目的トイレ」であることが明確になっている。出入口上部の「多目的トイレ」の表示も、これと同じであれば、なお分かりやすい。**

**【参考】建築設計標準 (2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準)**

- ・ 便所の付近には、便所があることを表示する表示板(標識)を設ける(2-77(1)⑥)
- ・ 表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容がJIS A8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの)とする(2-77(1)⑥)
- ・ 男女が共用できる位置に設けた便房の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等により、わかりやすく示すことが望ましい(2-77(1)⑥)
- ・ 障害の有無等が見えにくい・わかりにくい発達障害等では、異性の保護者や同伴者が、男女共用の便所・便房や広めのスペースのある車いす使用者用便房に同行することに、他の利用者からの理解が得にくいことがある(2-77 留意点：男女共用の便房を示す表示)
- ・ そのため男女共用の便所・便房においては、「男女共用であること」を様々な利用者にわかりやすく示す必要がある(2-77 留意点：男女共用の便房を示す表示)

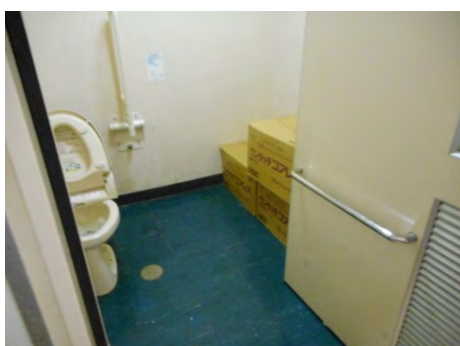


## 事 例 表

事例番号	共通-5	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	交換用トイレトペーパーの保管が適切でなく、車椅子を旋回できないなどの支障		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	多目的トイレのトイレトペーパーについて、①ダンボールごと置かれており、車椅子を旋回（方向転換）できない（写真①）、②手すりに積まれており、握りの妨げとなっている（写真②）、③便座に着席して後ろの壁際にあり、取りにくい（写真③）。		
チェックポイント	交換用トイレトペーパーの保管について、車椅子使用者の多目的トイレの利用の妨げや不便にならない位置とする。		

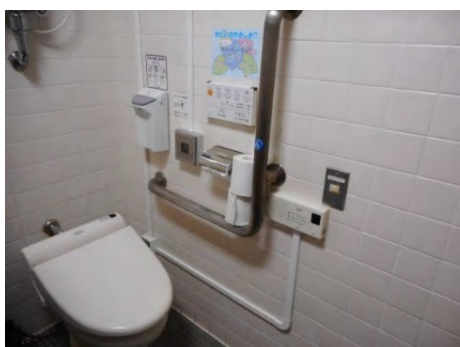
### 【現地写真】

[写真①：滋賀大学彦根キャンパスの福利施設 1 階にある多目的トイレ]



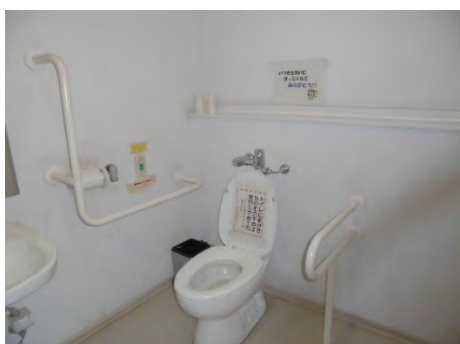
**（注） 予備のトイレトペーパーがダンボールごと置かれており、車椅子を旋回できない。**

[写真②：和歌山大学の学生会館 1 階にある多目的トイレ]



**（注） 交換用トイレトペーパーが手すりに積まれており、握りの妨げとなっている。**

[写真③：大阪大学豊中キャンパスの学生交流棟 1 階にある多目的トイレ]



**（注） 交換用トイレトペーパーが、便座に着席して右手斜め後ろの壁際にあり、取りにくい。**

## 事 例 表

事例番号	共通-6	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	エレベーターの鏡が高いと、車椅子の車輪が見えないまま後退する不安や焦り		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	<p>車椅子使用者は、エレベーターを利用する場合、狭いドアから前進して入り、旋回できないまま、後ろ向きで出ることがある。その際、エレベーター内の鏡を「バックミラー」として利用し、後方確認しながら車椅子を操作する。鏡が床面から高い位置にあると、車椅子の車輪が見えず、「勘に頼った」操作とせざるを得ない。出入口に接触して傷を付けないか、閉じないうちに出なければなど不安や焦りを感じてしまう。</p>		
チェックポイント	<p>エレベーターの鏡の下端位置は、「望ましい」とされる下限の床上 40 cm以下とする。困難な場合でも、鏡の上部などに凸（とつ）面鏡を取り付け、全体の位置関係を確認できる補完措置を講じると、車椅子使用者は安心できる。</p>		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>車椅子でエレベーターを利用する場合、「死角」となる箇所の状況を確認したい。エレベーターで、鏡が床上から 90 cm程度上方に配置されると、車椅子の車輪が見えなくなり、位置関係を把握できない。自分の感覚に頼って、操作するしかない。このため、エレベーターから円滑に出ることができず、また車椅子が接触して傷を付けないか不安になる。特に、手動車椅子の場合、エレベーターの出入口に接触すると、車輪を回す手や指も当たり、痛い。エレベーターによって、内部の全体が見えるよう、鏡の上部に「凸（とつ）面鏡」が取り付けられているものもある。状況把握を補完できるので、有効</p>		
<p><b>【現地写真】</b>          [写真：京都大学吉田キャンパスの吉田南構内学術情報メディアセンターのエレベーター]</p>			
			
<p><b>（注）</b> 車椅子使用者の「目の位置」で撮影。この鏡では、車椅子の車輪や床が見えず、位置関係を把握できない。このまま「後退」して出て行くには、出入口に接触して傷を付けないかなど不安や焦り</p>			

**【参考】建築設計標準（2.6.1 エレベーターの設計標準）**

- ・車いす使用者がかごの中で転回しなくても、戸の開閉状況が確認できるよう、かご入口正面壁面の床上 40 cm から 150 cm 程度の範囲に、出入口状況確認用の鏡（ステンレス製、又は安全ガラス等）を設けることが望ましい（2-65(5)②）
- ・出入口が貫通型（スルー型）、直角 2 方向型及びトランク付型のかごの場合には、凸面鏡等でもよい（2-65(5)②）
- ・鏡の形状と設置位置は、車いす使用者がバックで出るとき、出入口まわりの人や床が見やすいものとする（2-65(5)②）

## 事 例 表

事例番号	共通-7	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	上肢機能に障害のある学生等は、押し込む力が弱いので、凸型の押しボタンが安心		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	上肢機能に障害のある学生等は、押し込む力が弱い。エレベーターのボタンは、「凹型」（おうがた）より（写真①）、「凸型」（とつがた）が使いやすい（写真②）。		
チェックポイント	車椅子使用者対応のエレベーターのボタンについて、上肢、下肢のいずれかに障害のある学生等は、「凸型」のものが押しやすい。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	上肢機能に障害のある学生等にとっては、押し込む力が弱いので、エレベーターのボタンは、「凹型」よりも、あまり力をかける必要のない「凸型」の方が押しやすい。		

### 【現地写真】

[写真①：和歌山大学の経済学部棟内のエレベーター]



**（注）上肢に障害のある学生等は、ボタンがへこんだ「凹型」の場合、力が弱くて十分押すことができず、使いづらい。**

[写真②：私立大学の改善例]



**（注）車椅子使用の学生から、「指の力が急に低下しエレベーターのボタンを押しにくくなった」との要望を受け、浮き上がった「凸型」のボタンに取り替えた。**

## 事 例 表

事例番号	共通-8	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	障害学生支援担当部署の窓口は、利用しやすく整備		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）、視覚障害（全盲）		
事例の内容	<p>障害学生支援担当部署の窓口カウンターについて、①位置が高く、車椅子使用者、支援室の職員双方とも見えにくい（写真①）、②視覚障害者は、多数配置されている窓口のどれが支援室か分からない（写真②）。双方に「顔が見えない」カウンター（事実上のバリア）は、改善の必要がある。また、職員の迅速な対応も重要である。窓口があっても障害のある学生が利用しにくければ設置の意義が薄れる。</p>		
チェックポイント	<p>障害学生支援担当部署は、障害のある学生が利用することが多い窓口である。障害のある学生が利用しやすいよう、カウンターの高さや分かりやすい窓口案内など、利用環境を整備する。</p>		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>障害学生支援担当部署は、障害者にとって利用する頻度が高い。カウンターは、車椅子使用者からも見える高さになっていると、利用しやすい。</p> <p>また、視覚障害者からは、窓口が区分なく複数設置されており、どれが支援室か分からない。いちいち声を掛けるのは恥ずかしい上、声を掛けても気付いてもらえないことがある。支援室の窓口の下に、点字ブロックやマットがあれば、すぐに分かる。</p>		

### 【現地写真】

[写真①滋賀大学 障がい学生支援室]



**(注) 障害学生支援担当部署のカウンターが高い（床上 105 cm）。  
車椅子使用者にとって、利用しにくい。**

[写真②滋賀大学 障がい学生支援室]



**(注) 多数の窓口。視覚障害者にとってはどれが支援室か分かりにくい。**



**【参考】 建築設計標準**

(2.3.1 建築物の出入口の設計標準)

- ・道等から、点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な通路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける(2-38(3)③)
  - ・視覚障害者が位置を認知しやすいよう、建築物の出入口の戸又は玄関マットの手前、案内所の受付カウンターや点字・音声等による案内設備の手前には、点状ブロック等を3枚程度、敷設する(2-39(3)③)
- (2.13C.1 カウンター・記載台・作業台・事務机等)
- ・立位で使用するカウンター等には、車いす使用者用カウンター等を併せて設ける(2-150(2))
  - ・高さは、カウンター等の下端の高さは60~65cm程度とし、上端の高さは70cm程度とする(2-150(2))

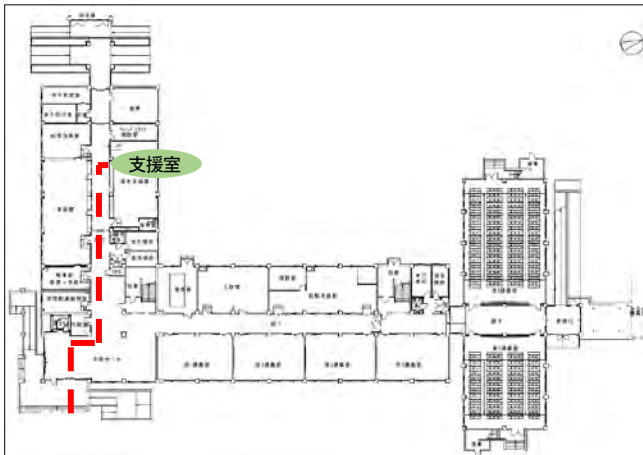
## 事 例 表

事例番号	共通-9	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	建物出入口から障害学生支援部署等の窓口まで、誘導ブロックを敷設		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	障害学生支援担当部署等の窓口への誘導ブロックは、途切れたりすることなく、建物の出入口から同窓口まで敷設する。		
チェックポイント	誘導ブロックについて、少なくとも、建物の出入口から、障害のある学生が支援を求める守衛室、障害学生支援担当部署の窓口等まで敷設すると、人的なサポートと組み合わせて障害のある学生の移動を円滑にすることができる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>構内全体での誘導ブロックの敷設は、費用負担が困難であったり、無駄が多かったりする場合がある。障害者を支援する場所（守衛室、障害学生支援担当窓口、図書館カウンターや食堂カウンター）まで誘導ブロックがあると、そこで尋ねることができる。</p> <p>建物に複数ある出入口について、学生の動線を確認し、点字ブロックを敷設する箇所を選定すべきである。一般的には、多くの学生が通る動線を基準とすることが考えられるが、設置場所については視覚障害者当事者と事前に相談の上決定することが望ましい。</p>		

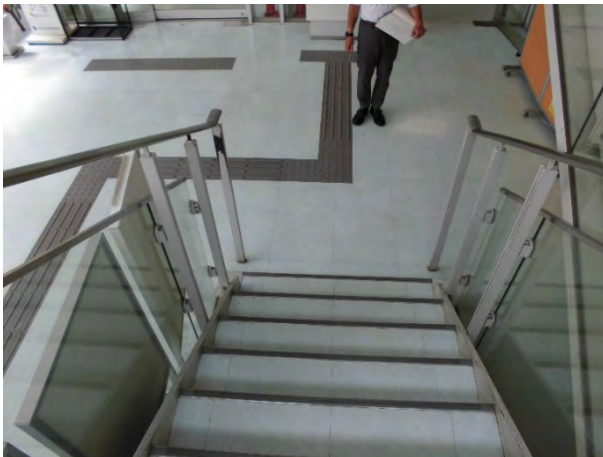
### 【現地写真】

[イメージ：滋賀大学彦根キャンパスの校舎棟1階]

- 校舎棟出入口から障がい学生支援室まで、誘導ブロックを敷設する場合



[写真：大阪大学豊中キャンパスの学生交流棟]



**(注) 2階にキャンパスライフ健康支援センター相談支援部門（アクセシビリティ支援室）がある。しかし、誘導ブロックは、階段下に敷設されておらず、2階に誘導していない。**

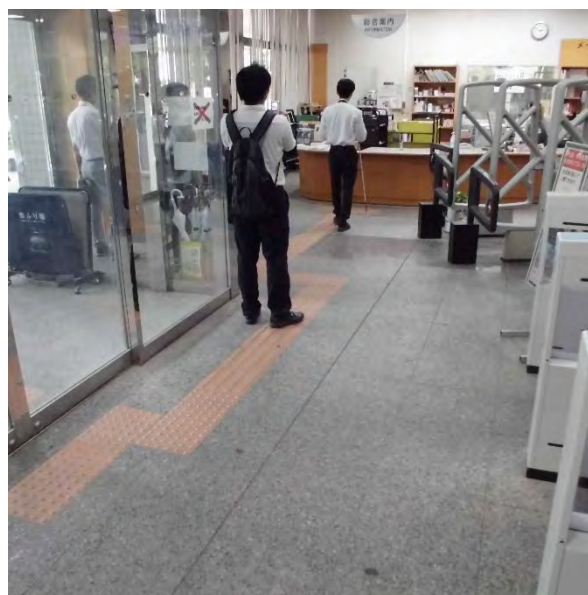
(参考) 大阪大学総合図書館におけるカウンターまで点字ブロックを敷設している例

(写真) 図書館出入口の状況



点字ブロックと泥除けマットが重ならないように配慮

(写真) 出入口からカウンターまでの状況



カウンターまで点字ブロックで誘導がされており、職員に声をかけて、支援を受けることができる。

#### 【参考】建築設計標準

##### (2.3.1 建築物の出入口の設計標準)

- ・道等から、点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な通路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける (2-38(3)③)

##### (2.13H.1 視覚障害者誘導用設備)

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所までの主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他に類するものであって、線状又は点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの）を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける（進行方向を変更する必要がない風除室内を除く）(2-170(1)①)
- ・役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、点字・音声等による案内設備又は案内所のほか、エレベーター、階段、便所、福祉関係の窓口等の利用頻度が高いところまでの、視覚障害者の誘導に配慮する (2-172(1)④)
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、黄色を原則とする (2-173(2)②)
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、視覚障害者誘導用ブロック等とその周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする (2-173(2)②)
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を容易に識別できるものとするため、視覚障害者誘導用ブロック等とその周囲の部分（床仕上げ材料）の輝度比を確保することが望ましい (2-173(2)②)



## 事 例 表

事例番号	共通-10	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	図書館ゲートの位置が高く、車椅子使用者から差し込み口等が見えない		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	図書館セキュリティゲートのカードリーダー方式のゲートについて、①位置が高いため、車椅子使用者には差し込み口等が見えず、カードを差し込みにくい（写真①）、②設置されている「呼出ボタン」がゲートの上部にあると使いにくい（写真②）。		
チェックポイント	セキュリティゲートのカードリーダーは、車椅子使用者にもパネル画面や差し込み口が見える高さとする（呼出ボタンについても同様）。ゲートの高さを変更できない場合、カウンターの職員が迅速に支援することで車椅子使用者も図書館を利用できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>① 車椅子に乗った状態からだと、下から差込口を見上げるので、差込口が見えず、カードを上手く差込口に差し込めない。</p> <p>② 図書館入口ゲートに呼出ボタンが設置されているのは有り難いが、ボタンがゲートの上部だと高さもあり、ボタンの存在に気付かない可能性がある上、押しにくいので、前面にある方が使いやすい。また、自分は左手が上手く使えないので、ゲートの左側にしかないボタンを押すことが困難なので、両側にあると便利。</p>		

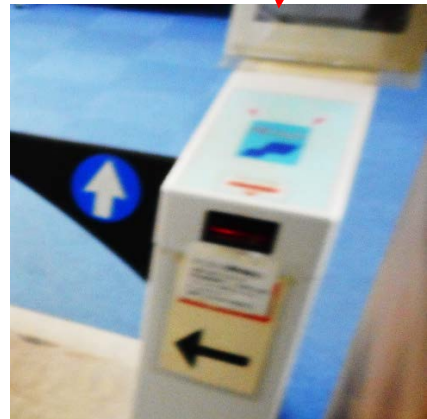
### 【現地写真】

【写真①：神戸大学鶴甲第1キャンパスの図書館（カードリーダー方式）】



**（注）ゲートの位置が高く、車椅子使用者には、カードリーダーの差し込み口が見えず、差し込みにくい。**

[写真②：滋賀大学彦根キャンパスの図書館（ICカード方式）]



(注)「呼出」ボタン(写真左)及びICカードのタッチリーダー(写真右)が高い位置あり、使いにくい。特に呼出ボタンは使用する可能性が高いので前面にあると使いやすい。また、右又は左半身が不自由な学生等にも対応できるように、左右両側にカードリーダー等があると、更に使いやすくなる。

(参考) 京都大学附属図書館前に設置されているインターホン



(注) 呼出ボタンが押しやすいように設置位置が低い。視覚障害者への配慮としてインターホンまで点字ブロックを敷設。点字表記でも案内の上、定期的なチャイム音も併用。

## 事 例 表

事例番号	共通-11	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	手荷物ロッカー等の施錠がダイヤル式の場合、数字を周回できるものは適さない		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	図書館や更衣室等のロッカーについて、施錠方法が複数桁の番号を合わせる「ダイヤル式」の場合、各桁の数字を自由に周回できるものでは、「起点」が分からず、視覚障害のある学生等は、使用できない。		
チェックポイント	全ての桁が「0」を起点（桁数だけ「0」が並ぶ）とし、それぞれのダイヤルが自由に周回できないタイプ（周回せず、0から9を往復）等であれば、任意の並びになっても、いったん「0」にそろえてから、使用することができる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	図書館・更衣室等に貴重品等を一時的に預けるためのロッカーが複数設置されている場合、そのうち一つだけでも「シリンダー式」(注)のロッカーがあれば使用できる。 (注)シリンダーは、鍵（キー）の入る部分（円筒）。キーを差し込んで回転させて開錠する方式（シリンダー錠）であり、そのシリンダー用以外のキーでは回転しない（開けられない）。		

### 【現地写真】

[写真：和歌山大学の附属図書館]

（手荷物ロッカー）



（「ダイヤル」部分の拡大）



#### （説明）

このような「ダイヤル式」の場合、視覚障害のある学生等は、「0→1→2→3→4→5→6→7→8→9→0→1…」へと、ダイヤルが固定されることなく周回するものは、「起点」が分からないので、困る。

#### （説明）

「ダイヤル式」でも、「0→1→2→3→4→5→6→7→8→9」、又は「9→8→7→6→5→4→3→2→1→0」へと、特定の数字（今の例示では「0」）が起点となって、「ダイヤルが周回しない」（「0から9を往復」など）ものであれば、他の学生の使用后、各桁の数字がバラバラになっても、いったん「起点」の数字にそろえてから、ダイヤルを数えながら使用することができる。



## 事 例 表

事例番号	共通-12	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	食堂での注文が確実に伝わる方式なら安心		
障害種別	聴覚・言語障害		
事例の内容	聴覚障害・言語障害のある学生は、食堂で注文する場合、食べたい料理のメニュー表等を指し示して行うこともある。「メニュー」が利用者に向けてのみ壁に貼り付けられていると(写真①～③)、カウンター内の調理担当従業員は、どれを指差しているか「見る」ことができず、スムーズに注文しにくい。注文した学生も、「異なる料理が出てくるのではないか」など不安になる。		
チェックポイント	食堂での料理の注文等のコミュニケーションについて、様々な障害のある学生等が利用する前提で、調理担当従業員との行き違いが生じない方法も検討する。		
協働で点検した障害者のコメント(ユーザー)	壁面にメニューが貼られていると、「指差し」しても、カウンター内側にいる従業員は、何を注文しているか分からない。カウンター内でも確認できるよう、メニューの両面に同じ表示をするなど、コミュニケーションへの配慮があれば利用しやすい。 ただし、「ネギの有り無し」等の口頭でのコミュニケーションが必要な場面もある。また、券売機の利用が困難な学生(高いボタンに手が届かない等)への留意も必要		

### 【現地写真】

[写真①：和歌山大学の大学会館食堂]



[写真②：福井大学文京キャンパスの大学支援センター食堂]



[写真③：大阪大学豊中キャンパスの図書館下食堂]



(注) 聴覚障害・言語障害のある学生等にとって、上記の写真①～③のような「壁面のメニュー表」しかない、カウンターの中にいる調理担当の従業員に、注文がうまく伝わっているか、コミュニケーションがしにくい。

[写真④] 従業員からもメニューが見えるよう工夫している例

(神戸大学鶴甲第1キャンパスのA棟食堂)



(奈良女子大学の学生会館食堂)

○ 学生から見たメニュー表示



○ 従業員から見たメニュー表示



(注) 裏面にもメニューの表示。どのメニューを指差しているのか、従業員からも明確に分かる。

[写真⑤] 食券等を使用している例

(神戸大学鶴甲第1キャンパスのA棟食堂)



(奈良女子大学の学生会館食堂)



(注) 食券方式なので、「指差し」もせずに注文が可能



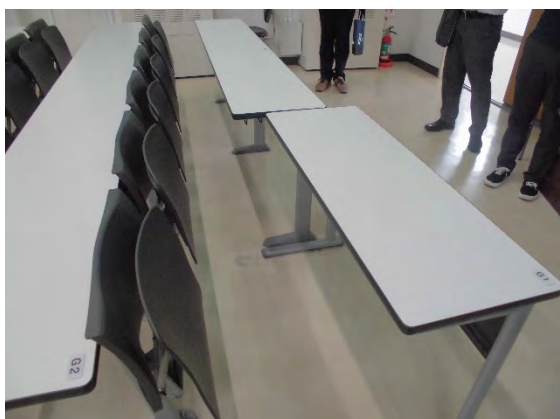
## 事 例 表

事例番号	共通-13	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	階段状の講義室の着席位置について、車椅子利用者も選択できる工夫を		
障害種別	肢体不自由（車椅子利用者）		
事例の内容	階段状の講義室には、最前列を除き、固定式で机や座席が設置。可動式の机が配置されている最前列が車椅子利用者用となる。しかし、首が動かさにくい人などは最前列では、視野が狭く角度も浅くなるので、黒板全体の文字等が見づらい。		
チェックポイント	講義室の机や座席について、「最前列に限定」するのではなく、車椅子利用者も自由に着席位置を選択できるよう工夫する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	障害の状態によって、最前列で黒板の文字等を見ようと、首を振り続ける負担が大きい学生等もいる。車椅子の形状によってはヘッドレストで後方の学生の視界を遮ることもある。周囲の学生へも配慮した上で、車椅子使用者が着席場所を選択できる方がよいと思う。		

### 【現地写真】

[写真：神戸大学鶴甲第1キャンパスのB210講義室]

(講義室の最前列)



**(注) 最前列のみ可動式の机。移動させれば、車椅子のままでも、利用できる。**

(講義室の最後列)



**(注) 最後列まで行くことは可能。しかし、座席が「固定式」のため、車椅子を使用した状態で、机と座席の間に入り込むことが困難**



**(注) 最前列では、黒板全体の文字等が見づらい。**

## 事 例 表

事例番号	共通-14	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	教室番号がドア上部にしかなく、点字表示等もないので、目指す教室が分からない		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	教室番号の表示について、ドア上部の手が届かない位置にしかない。また、点字表示等がどこにもないため、目指す教室かどうか分からない。		
チェックポイント	講義室の番号について、視覚障害のある学生等が指で確認できるよう、届く位置に、点字や手で触れて確認できる「浮き出し文字」等で表示すると、迷わずに、講義室に入ることができる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	講義室前に来て、目指す教室かどうか分からない。ドアなど、手の届く位置に、点字で教室番号をはり出すか、「浮き出し文字」で表示されていると、間違わない。		

### 【現地写真】

[写真：滋賀大学彦根キャンパス第2校舎棟の第21講義室]



**(注) 教室番号がドア上部のプレートに表示。  
視覚障害のある学生等は、確認できない。**

(参考) 神戸大学鶴甲第1キャンパスM棟



**(注) 「講義室」の文字の真下に、点字で教室番号  
を表示**

**【参考】建築設計標準**

(2.8.1 利用居室の出入口の設計標準)

- ・ 室名表示の設置高さは、床から140～160 cm程度とする (2-97(4)①)
- ・ 客室や視覚障害者の利用の多い用途の建築物の利用居室の室名表示は、文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとする (2-97(4)③)
- ・ その他の用途の建築物の利用居室においても、室名表示は、文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものが望ましい (2-97(4)③)

(2.13G.1 案内表示)

- ・ 点字等による案内板だけでは情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれている。設置にあたっては、視覚障害者が読みやすいデザインを心がけるとともに、文字等を浮き彫りしたり、音声による案内を行う等の工夫をすることで、より情報が伝わりやすく、誰にでもわかりやすい案内板とする必要がある (2-165 留意点：点字・音声等による案内板)



## 事 例 表

事例番号	共通-15	実地調査年月日	—
大学名	—	施設等の箇所	—
タイトル	学生が開閉する学習室の鍵穴がかなり高い位置にあり、車椅子使用者は手が届かない		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	通常は施錠され、学生等が事務室で鍵を借りて使用するグループ学習室等の鍵穴の位置が床上 153cm にあり、車椅子使用者には手が届かず、単独での取扱いが不可能である。		
チェックポイント	車椅子使用者も独力で、解錠や施錠できる位置に、部屋の鍵穴を設ける。そのような対応が困難な場合、職員が支援するなど工夫する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	学生が自分たちで鍵を開閉して学習室を使用するルールがある場合、鍵穴の位置が高く、車椅子使用者には手が届かない場合がある。誰でもいつでも利用したい時に使えるよう鍵穴の位置を工夫するか職員による支援を工夫してほしい。		

### 【現地写真】

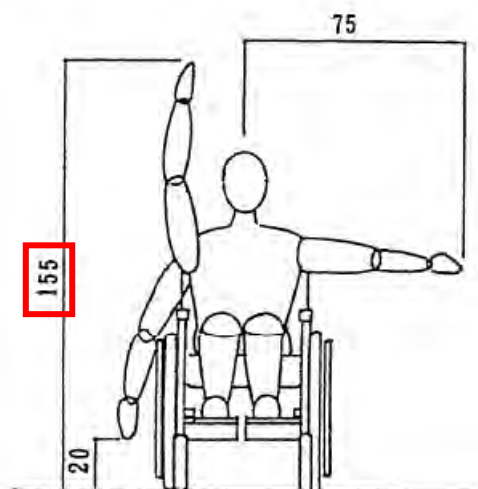
[写真：神戸大学鶴甲第1キャンパス A206 グループ学習室]



**(注) 鍵穴の位置が床上 153 cm、車椅子使用者には手が届かない。学習室を利用できない。**

【参考】建築設計標準（4.3 車いす使用者の寸法）（2-251(2)）

### 手の届く範囲



出典：ハンディキャップ者配慮の設計手引き/日本建築学会設計計画パンフレット 26/昭和 59 年/発行：彰国社

# 国立大学法人福井大学

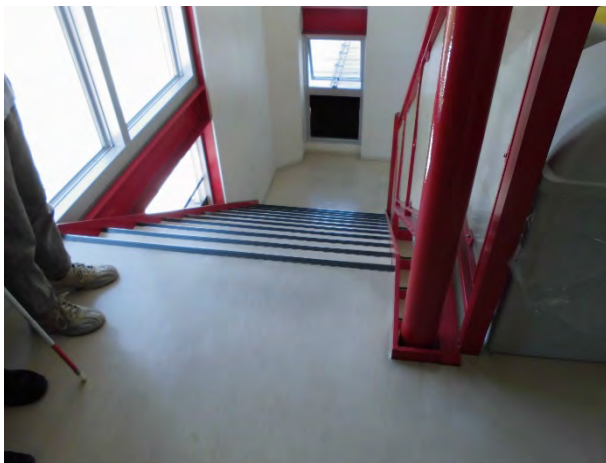
- 事例 1 警告ブロックが階段や障害学生支援担当部署の入口になく、転落のおそれや迷うおそれ
- 事例 2 溝ぶたの格子に白杖の先端がはまり込むおそれ。敷設の意図不明な誘導ブロック
- 事例 3 頭の高さとほぼ同じ位置にモニターの底辺角部分があり、衝突してけがをするおそれ
- 事例 4 多目的トイレの前にソファ、出入口の簡易ベッドが妨げとなりトイレを利用できない
- 事例 5 ナースコールが、肢体不自由な学生等にとっては扱いにくい
- 事例 6 建物出入口の位置の変更に対応させず、「途切れたまま」の点字ブロック
- 事例 7 建物出入口の 2m 以上手前で点字ブロックが途切れ、誘導の意図が実現できていない
- 事例 8 動線上のマンホールを避けるため、4 回も直角に曲がる点字ブロックは不快
- 事例 9 点字ブロックで誘導している案内図は、触図になっておらず、点字表記もない
- 事例 10 教室表示がドア上部で手が届かない、多目的トイレの案内表示と出入口が逆で不便

## 事 例 表

事例番号	福井-1	実地調査年月日	平成29年8月31日
大学名	福井大学文京キャンパス	施設等の箇所	学生支援センター2階
タイトル	警告ブロックが階段や障害学生支援担当部署の入口になく、転落のおそれや迷うおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	2階の障害学生支援担当部署（以下「相談室」という。）に出向くに当たり、警告ブロック（点字ブロック）が階段にも、部屋の入口にもない。このままでは、①階段で転落のおそれ、②相談室の入口の位置が分からず迷ってしまうおそれあり		
チェックポイント	① 階段の利用を想定し、転落防止の警告ブロックを敷設しておく。 ② 相談室の入口に、警告ブロック等（マットでも可）があれば、位置が分かる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	① 相談室は、障害のある学生が利用する頻度が一般的に高い部署である。相談室のある建物の階段には、転落防止のため、警告ブロックがあった方がいい。 ② 視覚障害者は、相談室の入口が分からない。警告ブロックか、最低限、マットでもあれば、踏んだ感覚で、「ここが相談室かな」と気付く。		

### 【現地写真】

[学生支援センター北側の階段]



**（注）** 階段の上端に警告ブロックがなく、転落も

[相談室：自動ドア側出入口]



[相談室：引き戸側の出入口]



**（注）** 出入口に警告ブロックやマットなどがいないため、視覚障害のある学生は、相談室の位置が分からない

**【参考】 建築設計標準**

(2.5.1 階段の設計標準)

- ・視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する (2-56(3)③)
- ・点状ブロック等は、階段手前 30cm 程度の位置に敷設する (2-56(3)③)

(2.3.1 建築物の出入口の設計標準)

- ・視覚障害者が位置を認知しやすいよう、建築物の出入口の戸又は玄関マットの手前、案内所の受付カウンターや点字・音声等による案内設備の手前には、点状ブロック等を 3 枚程度、敷設する (2-39(3)③)

## 事 例 表

事例番号	福井-2	実地調査年月日	平成29年8月31日
大学名	福井大学文京キャンパス	施設等の箇所	総合研究棟Iと工学系1号館1号棟の間の通路
タイトル	溝ぶたの格子に白杖の先端がはまり込むおそれ。敷設の意図不明な誘導ブロック		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	① 誘導ブロック付近の溝ぶたの格子幅が広く、白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれあり（左上の写真） ② 誘導ブロックが「途切れた」状態で敷設されている。「どこからどこへ誘導している」のか、意図が不明（左下の写真）		
チェックポイント	① 溝ぶたの格子幅が広いと、白杖の先端や車椅子前輪のキャスター（方向を自在に変えられる「自在輪」が一般的）等がはまり込む危険あり。安全に通行できる狭いものが適当 ② 明確な意図を持って目的地に到達できるよう、途切れることなく、誘導ブロックや警告ブロックを適切に敷設する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	点字ブロックが途切れていれば、混乱してしまう。		

### 【現地写真】



誘導ブロックのすぐ上に、格子状の溝ぶた。白杖の先端や車椅子の車輪がはまりこむおそれ



「途切れた」誘導ブロック。道路改修をした際に途切れたのか？敷設の意図が不明

（通路）



### 【参考】建築設計標準（2.1.1 敷地内の通路の設計標準）

- ・歩道と敷地内の通路の視覚障害者誘導用ブロック等は連続させることが望ましい（2-22 留意点：視覚障害者誘導用ブロック等）
- ・杖先や車いすのキャスター等が落ちないように、蓋のスリット等の幅は2cm以下とする（2-23(4)②）



## 事 例 表

事例番号	福井-3	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 31 日
大学名	福井大学文京キャンパス	施設等の箇所	共用講義棟 K120 講義室前
タイトル	頭の高さとほぼ同じ位置にモニターの底边角部分があり、衝突してけがをするおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	共用講義棟の教室の出入口付近の壁面に、情報伝達用のモニターが設置（底辺の角部分は床上約 167cm）されている。視覚障害のある学生等は、壁伝いに歩行することが多いため、衝突して頭部にけがをするおそれあり		
チェックポイント	頭の高さとほぼ同じ位置には、通行の妨げとなる物を設置しない。移動するか又はモニター底辺の角部分に緩衝材の取付け等により、衝撃を回避又は緩和できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	視覚障害者は、校舎内を壁伝いに移動することが多い。このモニターは、壁面に設置されており、「動線」上にある。白杖では確認できないので、頭部をぶつけてしまい、けがをする危険がある。モニターを別の箇所に移動させるか、それが難しければ、衝突しても頭部にけがをしないよう、緩衝材等で保護する配慮をしてほしい。		

### 【現地写真】



**（注）壁面に設置されたモニターの底辺の角部分の高さは、通行者の頭部とほぼ同じ。壁伝いに歩行する視覚障害のある学生等が衝突して、頭部にけがをするおそれ**

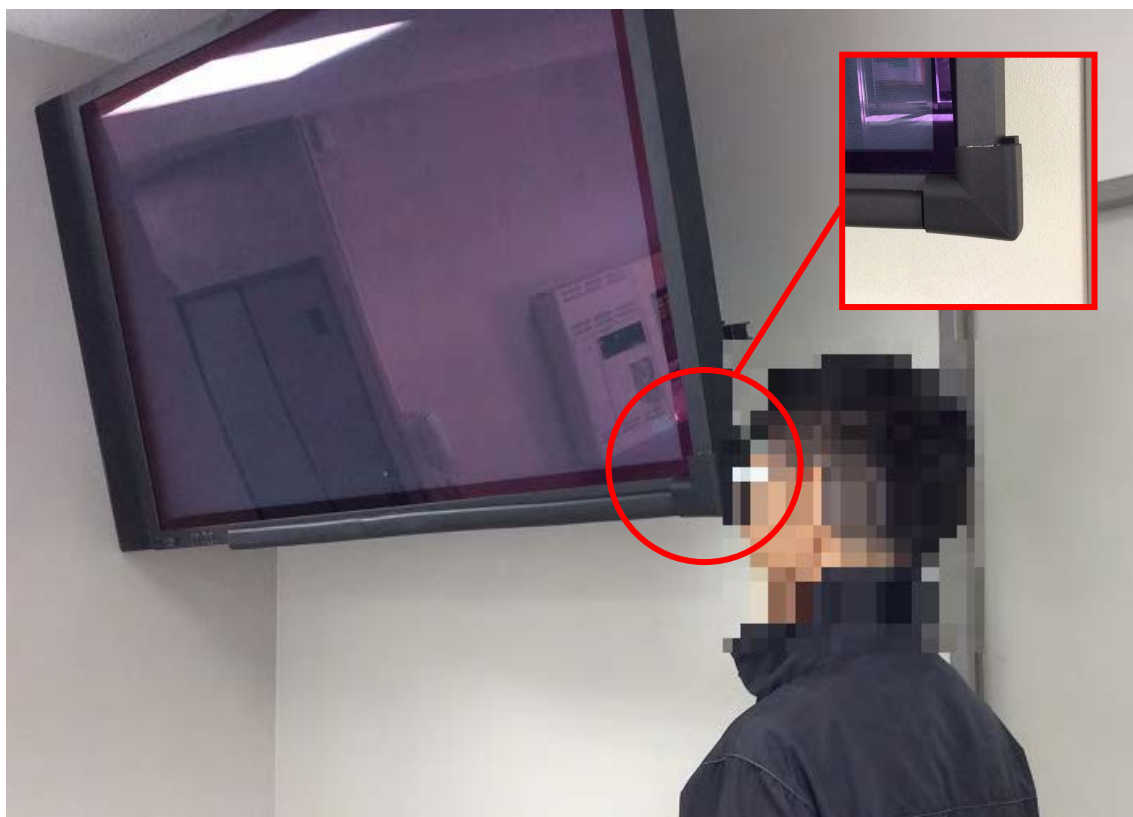
### 【参考】建築設計標準（2.1.4 ソフト面の工夫）

- ・敷地内の通路上に、不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが機能しなくなる。設計段階において、施設運用上のあり方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障がおきないようにすることが望ましい（2-28（2））

**【現地調査後の改善状況】**

福井大学では、平成 29 年 11 月 1 日に本事例について以下の対応（写真参照）

- ① 突出部分を減らすため、片側のスピーカを撤去
- ② 衝突時の衝撃緩和のため、緩衝材の貼付





## 事 例 表

事例番号	福井-4	実地調査年月日	平成29年8月31日
大学名	福井大学文京キャンパス	施設等の箇所	第2体育館、総合図書館
タイトル	多目的トイレの前にソファ、出入口の簡易ベッドが妨げとなりトイレを利用できない		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	多目的トイレについて、①出入口前にソファが置かれ、入口幅を一部制限し、実質60cmしかない（第2体育館）、②出入口に簡易ベッド広げられたまま放置されていた（総合図書館1階（多目的トイレ））。いずれも、車椅子使用者はトイレを利用できない。		
チェックポイント	多目的トイレの出入口付近には、引き戸の開閉や出入りに支障となる物を置かない。 なお、一般学生や清掃担当者に対し、多目的トイレの意義や車椅子使用者に対する配慮の周知徹底、定期的なバリアフリー点検等により、事例のような事態は防止できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>① 普段から障害者に接しておらず、その立場の観点や理解がないことを実感した。</p> <p>② 利用者が限られる体育館等の多目的トイレは、管理が行き届いていない場合があり、今回のトイレ前のソファも大学側が置いたものではないと思いたい。障害者が使用する多目的トイレなどの施設や設備へのアクセスも点検してほしい。</p> <p>③ 総合図書館の多目的トイレにあった簡易ベッドは、常時、広げられているわけではないと思うが、簡易ベッドの使用者は、車椅子使用者が次にトイレを使う前提で、元に戻すよう啓発に努めてほしい。</p> <p>④ 施設や設備を整えただけでは、「真のバリアフリー」と言えず、ソフト面（意識の面）での配慮も当然必要であり、ハード面とソフト面が両輪となって初めて、配慮の意味をなすと思う。</p>		

### 【現地写真】

[写真①：多目的トイレ前（第2体育館）]



**（注）** 多目的トイレのドア幅は105cmある。しかし、ソファがドア幅の一部をふさぐように置かれており、「実質60cm」しかない。当局と協働で実地調査に当たった車椅子使用者は、左の写真のとおり、トイレに入ることできない。このような場所に、ソファを置く目的や意図が不明であり、障害者に対する配慮に欠ける。

[写真②の1：多目的トイレの出入口、内部（総合図書館1階）]



**(注) 多目的トイレの出入口に簡易ベッドが広げられたまま放置。このような状況では、車椅子使用者が単独で入ることは困難（当局職員が簡易ベッドを折りたたんで入室）。放置する目的や意図が不明であり、障害者に対する配慮に欠ける。**

[写真②の2：簡易ベッドを片付ければ、内部は広く、使い勝手も良い（総合図書館1階）]



**【参考】建築設計標準（2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準）**

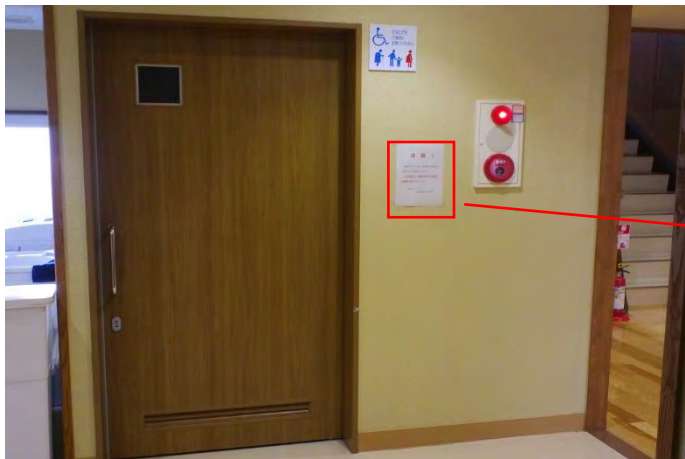
- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする（2-78(2)②）
- ・車いす使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい（2-78(2)②）
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けない（2-78(2)③）

### 【現地調査後の改善状況】

福井大学では、

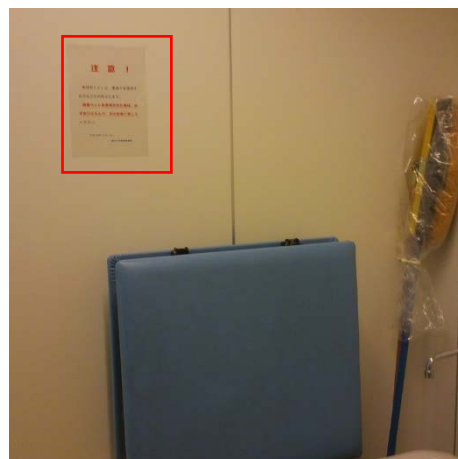
写真①の事例について以下の対応（写真参照）

- i) 平成 29 年 9 月 7 日にソファーを撤去
- ii) 平成 29 年 11 月 1 日に定期点検したところ、同様の事象が起きていたため、再度、ソファーを撤去するとともに、物を置かないように注意喚起の文書を掲示



写真②の事例について以下の対応（写真参照）

- i) 平成 29 年 8 月 31 日に多目的トイレ出入口（総合図書館）の簡易ベッドを折りたたみ、利用に支障のないところに移動
- ii) 平成 29 年 11 月 1 日に定期点検し、折りたたまれ指定の場所に置かれていることを確認。併せて、使用後は折りたたんで元の位置に戻すように注意喚起の文書を掲示



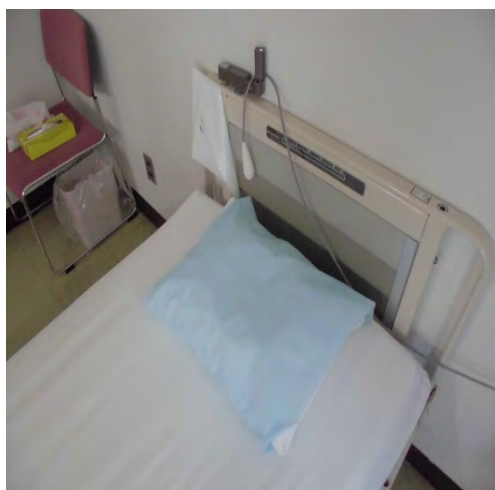


## 事 例 表

事例番号	福井-5	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 31 日
大学名	福井大学文京キャンパス	施設等の箇所	保健管理センター
タイトル	ナースコールが、肢体不自由な学生等にとっては扱いにくい		
障害種別	肢体不自由		
事例の内容	保健管理センター（障害学生支援担当部署）のナースコールは、肢体不自由な学生等にとり、片手で押すことができないなど、扱いにくいことのある形状で呼び出しに気付けない可能性がある。		
チェックポイント	障害学生支援担当部署のナースコールの器具のボタンについて、肢体不自由な学生等でも容易に操作できる、「凸型」（とつがた）やブザーが鳴り続けるものにする。または、ボタンを押せない障害学生が利用する際には、声の届く範囲に人を配置するなど呼び出しに気付けるような配慮があればよい。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>「ナースコール」の器具について、次のようにすると、自分の場合は便利である。</p> <p>① 「呼出ボタン」の形状は、押したかどうか分かるよう、「凸型」（とつがた）がよい。</p> <p>② 「呼出ボタン」を押し続けることが難しい。1 度ボタンを押すと、ブザーが鳴り続けるものがよい。</p> <p>③ 片手でボタンを押すことができない場合、両足に器具をはさみ、固定して押す。コードが短いと届かないので、長い方がよい。</p>		

### 【現地写真】

[写真：ナースコールの器具]



(拡大すると)



**(注)** 保健管理センターのナースコールは、ボタン部分が「凸型」（とつがた）でない。片手で押すことができず、また押したかどうか分からないなど、協働点検者と同じような肢体不自由の学生等にとっては扱いにくい。

## 事 例 表

事例番号	福井-6	実地調査年月日	平成29年8月31日
大学名	福井大学文京キャンパス	施設等の箇所	総合図書館前通路
タイトル	建物出入口の位置の変更に対応させず、「途切れたまま」の点字ブロック		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	総合図書館の改修に伴い出入口の位置を変更した。しかし、誘導ブロックや警告ブロックを適切に変更せず、「途切れたまま」など中途半端な現状であり、迷ってしまう。		
チェックポイント	明確な意図を持って目的地に到達できるよう、途切れることなく、誘導ブロックや警告ブロックを適切に敷設する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	大学の説明では、「総合図書館の改修に伴い、出入口が変更されたため」らしいが、点字ブロックが途切れると、視覚障害者にとっては、途切れた箇所にある警告ブロックも何らかの意図がある「警告表示」と認識してしまう。		

### 【現地写真】

[総合図書館の改修に伴う出入口の変更]



[分岐点の現状]



**(注)「途切れた」状態の点字ブロック。何に注意するのか、どこへ誘導しようとしているのか、分からない。**

### 【参考】建築設計標準（2.1.1 敷地内の通路の設計標準）

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける（2-22(3)③）

大学の説明	総合図書館の改修に伴い、出入口の位置を付け替えた。それに併せて、間違わないよう、誘導ブロックも取り除いた。しかし、新しい出入口への誘導が途切れており、中途半端になっている。
-------	--

## 事 例 表

事例番号	福井-7	実地調査年月日	平成29年8月31日
大学名	福井大学文京キャンパス	施設等の箇所	工学系1号館1号棟
タイトル	建物出入口の2m以上手前で点字ブロックが途切れ、誘導の意図が実現できていない		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	通路から建物の出入口（2か所）へ誘導ブロックが敷設されている。しかし、①出入口の2.8m手前で、突然、途切れている（写真①）、②出入口の2m手前に「警告ブロック」が敷設されているものの、意図が不明であり、混乱を招くおそれあり（写真②）		
チェックポイント	明確な意図を持って目的地に到達できるように、途切れることなく、誘導ブロックや警告ブロックを適切に敷設する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	せつかく歩道に設けられた点字ブロックなのに、「中断」などにより、施設まで最終的に到達できない。誘導が円滑でなく、点字ブロックを敷設した意味が薄れてしまうと思う。残念である。		

### 【現地写真】

【①工学系1号館1号棟：総合研究棟I側出入口】



**誘導ブロックが、突然、途切れている。しかも、出入口まで2.8m離れている。建物の方向も分からず、「迷う」おそれ**

【②工学系1号館1号棟：正門側出入口】



**出入口の2m手前に、「警告ブロック」あり。「注意すべき」対象も見当たらず、意図が不明。「立ち止まって考え込む」など、混乱させるおそれ**

【参考】建築設計標準（2.1.1 敷地内の通路の設計標準）

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける（2-22(3)③）



## 事 例 表

事例番号	福井-8	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 31 日
大学名	福井大学文京キャンパス	施設等の箇所	工学系 1 号館 1 号棟前通路
タイトル	動線上のマンホールを避けるため、4 回も直角に曲がる点字ブロックは不快		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	歩道上のマンホールを避けられるように、誘導ブロックが敷設され、警告ブロックごとに直角に歩行する必要がある。これらの点字ブロックに従って歩こうとすると、直角に 4 回も曲がって、元の方角に戻ることとなり、非常に不快		
チェックポイント	進行方向（動線）にマンホールが設置されている場合、何度も方向転換を求めめるのではなく、マンホール上に点字ブロックを敷設するかマンホールの前後に警告ブロックを敷設すると視覚障害のある学生等も直進できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	マンホールがあることは、白杖の感覚で分かる。マンホールの上だけ点字ブロックを中断するか、あるいは、そのまま誘導ブロックを連続して敷設した方がよい。現状の点字ブロックで誘導されたとおりに歩くと、ロボットのような気分になり、不快		

### 【現地写真】



**（注）** 4 つの警告ブロックごとに立ち止まって「直角」に歩く必要があり、この点字ブロックどおり進もうとすれば、非常にギクシャクした歩行となることは明らか。

### 【参考】 建築設計標準（2.13H.1 視覚障害者用設備）

- ・ 屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りの歩行ルートとならないように注意する（2-171 留意点：敷設にあたって）

## 事 例 表

事例番号	福井-9	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 31 日
大学名	福井大学文京キャンパス	施設等の箇所	共用講義棟
タイトル	点字ブロックで誘導している案内図は、触図になっておらず、点字表記もない		
障害種別	視覚障害(全盲)		
事例の内容	<p>建物の出入口から、点字ブロックにより、「共用講義棟」の案内図へ誘導されている(写真①)。しかし、点字対応の「触図」となっておらず、全盲の学生等は、何が書かれているのか知ることができない(写真②)。</p> <p>(注) 触図：表面に凹凸があり、視覚障害者が指先で触れて形などを確かめることができる図</p>		
チェックポイント	<p>点字ブロックで誘導しているフロア案内図等は、「触図」とする。あるいは、点字表記により、最寄りの事務室の電話番号など「連絡先」を示す。全盲の学生等も、目的とする教室への円滑な移動に供することができる。</p>		
協働で点検した障害者のコメント(ユーザー)	<p>現状の案内図でも、弱視者には、有効かもしれない。しかし、自分のような全盲の者には、全く意味をなさない。しかし、案内図に、「お困りの際は、こちらにご連絡ください」などと、最寄りの事務室の電話番号だけでも点字表記してもらえると、点字ブロックで、「案内板」まで誘導している意味が出てくる。</p>		

### 【現地写真】

[写真①：全景]



(注) 写真左側の出入口付近に「案内板」を掲示(写真②はその拡大)。点字ブロックで「共用講義棟」の案内図に誘導。しかし、「触図」になっていない。全盲の学生等は、この案内図から、何も情報を得られない。

[写真②：出入口前、「案内板」の拡大]



(注) 案内板は、点字対応していない。



## 事 例 表

事例番号	福井-10	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 31 日
大学名	福井大学文京キャンパス	施設等の箇所	共用講義棟、総合研究棟 I
タイトル	教室表示がドア上部で手が届かない、多目的トイレの案内表示と出入口が逆で不便		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	<p>教室表示について、浮き出し文字となっており、触れば教室番号が分かる。しかし、ドアの上部にあり、手が届かない。</p> <p>また、多目的トイレを警告ブロックで誘導し、壁面の点字で案内している。しかし、これらは、取っ手（出入口）と反対側にあるので、出入口が分からず、混乱する。</p>		
チェックポイント	<p>浮き出し文字の教室表示について、手が届く位置に移す。また、多目的トイレの点字ブロック及び点字案内は、出入口の位置に移す等して一致させると視覚障害のある学生等にも、使いやすい。</p>		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>① 既存の表示でも、工夫すれば、視覚障害者にとって分かりやすくなる。新たに整備することも重要であるが、既存の設備等を「より活かす」視点もあるとよい。</p> <p>② 点字ブロックがある箇所に、点字案内付きピクトグラムがあるのはよい。しかし、取っ手がこれらと離れた「反対側」にあるため、出入口がどこか迷ってしまう。</p>		

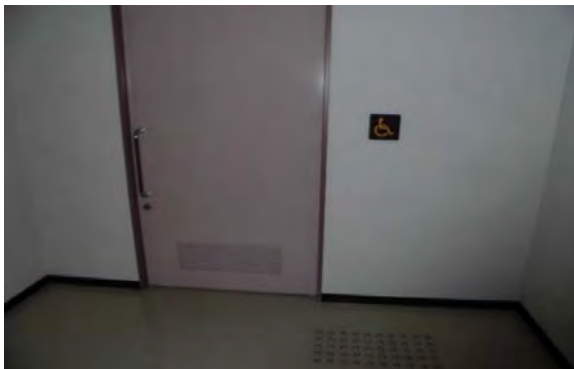
### 【現地写真】

[写真①：共用講義棟]



**(注)** ドアの上部に教室表示。ドア付近の壁面、手の届く位置にも点字表記すると、触って確認できる。

[写真②：総合研究棟 I]



**(注)** 点字案内付きピクトグラム（壁面の「車いす」マーク）及び床面の警告ブロックを、ともに左側（取っ手側）に移すと、「出入口」の位置と一致して迷わない。

## 【参考】建築設計標準

### (2.13G.1 案内表示)

- ・点字等による案内板だけでは情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれている。設置にあたっては、視覚障害者が読みやすいデザインを心がけるとともに、文字等を浮き彫りしたり、音声による案内を行う等の工夫をすることで、より情報が伝わりやすく、誰にでもわかりやすい案内板とする必要がある(2-165 留意点：点字・音声等による案内板)
- ・設置する際は、施設内、あるいは近隣施設内の設置位置等を統一し、視覚障害者が点字・音声等による案内板を見つけられるように配慮する必要がある(2-165 留意点：点字・音声等による案内板)

### (2.8.1 利用居室の出入口の設計標準)

- ・室名表示の設置高さは、床から140～160 cm程度とする(2-97(4)①)

### (2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準)

- ・便所の付近には、便所があることを表示する表示板(標識)を設ける(2-77(1)⑥)
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容がJIS A8210案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの)とする(2-77(1)⑥)
- ・男女が共用できる位置に設けた便房の表示板等には、男女共用であることを、文字や図記号等によりわかりやすく示すことが望ましい(2-77(1)⑥)
- ・便房の戸には、便房の設備内容を、文字や図記号等により、わかりやすく表示することが望ましい(2-77(1)⑥)

# 国立大学法人滋賀大学

- 事例 1 建物正面の階段の上端に警告ブロックがなく、転落のおそれ
- 事例 2 通路に誘導ブロックなし、中央にはみ出した手すりにぶつかり転倒等のおそれ
- 事例 3 泥よけマットの端の一部が大きくめくれ上がり、つまずいて転倒するおそれ
- 事例 4 点字ブロックが案内板までで途切れ、案内図の点字表記も手が届かないおそれ

## 事 例 表

事例番号	滋賀-1	実地調査年月日	平成29年8月1日
大学名	滋賀大学彦根キャンパス	施設等の箇所	校舎棟西側入口 他
タイトル	建物正面の階段の上端に警告ブロックがなく、転落のおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	校舎棟及び保健管理センターの出入口に向かう3か所のスロープの上端には、それぞれ警告ブロック（点字ブロック）あり。しかし、建物正面の階段には警告ブロックがなく、転落のおそれあり		
チェックポイント	建物出入口の警告ブロックは、「スロープ」だけでなく、「階段」にも敷設されている方が、安全に昇降できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	全ての視覚障害者が同じ意見ではないと思うが、「スロープ」は出入口までの距離が長い（遠回り）ので、自分は「階段」を利用する。このような配置の場合、「警告ブロック」を敷設するのであれば、スロープよりも、転落の危険性がある「階段の上端」を優先した方がよい場合もあると考えられるので、視覚障害当事者と協議してほしい。		

### 【現地写真】

[校舎棟西側入口]



[校舎棟南側入口]



[保健管理センター入口]



### 【参考】建築設計標準（2.5.1 階段の設計標準）

- ・視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する（2-56(3)③）
- ・点状ブロック等は、階段手前30cm程度の位置に敷設する（2-56(3)③）

## 事 例 表

事例番号	滋賀-2	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 1 日
大学名	滋賀大学彦根キャンパス	施設等の箇所	校舎棟前通路
タイトル	通路に誘導ブロックなし、中央にはみ出した手すりにぶつかり転倒等のおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	学生の「動線」である通路に、誘導ブロックがない上、通路の中央部分にはみ出して、上がり傾斜の「スロープ」が設置されている。視覚障害のある学生等が直進して行くと、「手すり」部分にぶつかり、けがや転倒のおそれあり		
チェックポイント	通行ルートに「支障物」がある場合、手前に警告ブロックを敷設又はスロープの手すり部分に緩衝材を巻き付けて保護などしておく、安全に通行できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	「動線」となる通路の中央部分に、上がり傾斜のスロープの「手すり」があったのでは、ぶつかるおそれがある。移設が難しい場合、「手すり」に緩衝材を巻き付けるなどすれば、ぶつかったときの衝撃を緩和でき、大きなけがにならない。		

### 【現地写真】



**（注） 通路の中央部をそのまま直進して行くと、上がり傾斜の「スロープ」の手すり（楕円で囲った部分）にぶつかり、けがや転倒のおそれ**

【参考】 建築設計標準（2.1 敷地内の通路）

- ・段や傾斜路の上端に近接する部分では、視覚障害者の注意を喚起する措置を行う（2-20 設計のポイント）



## 事 例 表

事例番号	滋賀-3	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 1 日
大学名	滋賀大学彦根キャンパス	施設等の箇所	大合併講義室出入口
タイトル	泥よけマットの端の一部が大きくめくれ上がり、つまずいて転倒するおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	建物出入口の泥よけマットの端の一部が、劣化して大きくめくれ上がっているため、つまずいて前のめりになり、転倒の危険		
チェックポイント	建物出入口に、泥よけマットを配置する場合、端部をしっかりと固定すると、マットを踏みつけた感覚で凹凸に気付き、安全に通行できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	建物に入る時に、この泥よけマットにつまずいて前のめりになり、転倒しそうになった。		

### 【現地写真】

[写真：滋賀大学 大合併講義室出入口の泥除けマット]



**（注）泥よけマットの端の一部が大きくめくれ上がっており、つまずき、転倒するおそれ**

### 【参考】建築設計標準（2.3.1 建築物の出入口の設計標準）

- ・玄関マットは埋め込み式とし、車いすで動きにくいハケ状のものは使用しないことが望ましい（2-38(3)②）
- ・杖先を引っかけたりしないよう、しっかりと端部を固定する（2-38(3)②）
- ・玄関マットと視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮する（2-38(3)②）

### 【現地調査後の改善状況】

滋賀大学では、平成 29 年 8 月 9 日に、めくれ上がらない泥除けマットに交換（写真参照）



## 事 例 表

事例番号	滋賀-4	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 1 日
大学名	滋賀大学彦根キャンパス	施設等の箇所	研究棟入口
タイトル	点字ブロックが案内板までで途切れ、案内図の点字表記も手が届かないおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	建物入口から点字案内板まで、点字ブロックで誘導されている。しかし、その先のエレベーターや階段までは、誘導されていない。案内板で確認できても、目的となる教室等への「移手段」までどのようにして行くのか。「配慮」が途切れた状態。案内図の「点字表記」の位置が高く、手を伸ばしても届かないおそれ（写真①、②）		
チェックポイント	誘導ブロックは、エレベーターや階段まで敷設すると、点字を読むことができない視覚障害のある学生等も安心して移動できる。また、案内板の点字表記は、手が届きやすい位置にする。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	点字を読むことができない視覚障害者も多い。建物の入口から、点字案内板だけで誘導するより、エレベーターや階段にも誘導点字ブロックを敷設するとよい。 点字案内図について、現在の高さでは、届かない人もいる。設置位置を下げる等の配慮をした方がよい。		

### 【現地写真】

[写真①：指差しているものが「案内図」]

[写真②：「案内図」の拡大]



(注)「経済学部研究棟案内図」の掲示。かなり大きなボード。しかし、位置が高く、手を伸ばしても「点字」まで届かないことも。



(注) 左側「1F」の下が「触図」となっており、「1F」の上部に、点字表記もある。写真①と併せ見ると、点字の位置は高い。

### 【参考】建築設計標準（2.13G.1案内表示）

- ・設置する際は、施設内、あるいは近隣施設内の設置位置等を統一し、視覚障害者が点字・音声等による案内板を見つけられるように配慮する必要がある（2-165 留意点：点字・音声等による案内板）

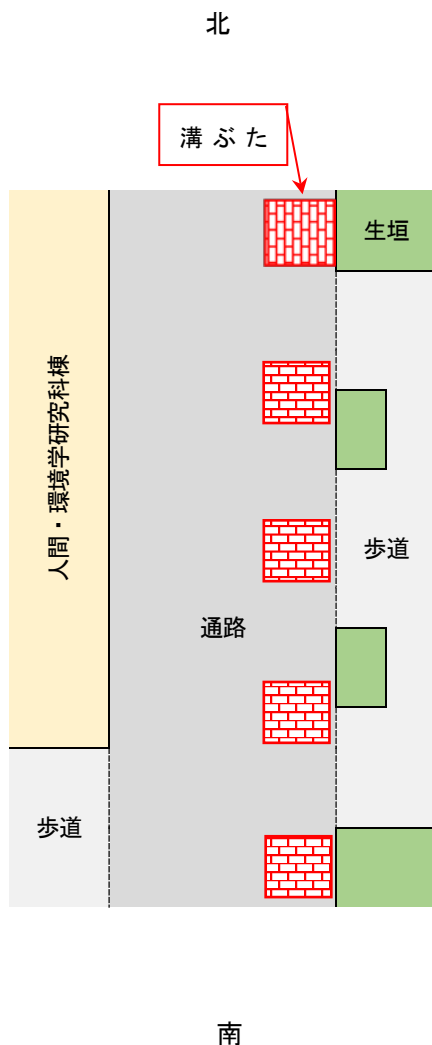
# 国立大学法人京都大学

- 事例 1 溝ぶたの格子幅が広く、車椅子の前輪や白杖がはまり込むおそれ
- 事例 2 スロープの空中にせり出して立て看板が設置されており、利用の妨げ
- 事例 3 多目的トイレを案内する点字表記が不十分なため、トイレに気付かない
- 事例 4 図書館の車椅子使用者用机と多目的トイレが隣接していると、かえって使いにくい
- 事例 5 点字ブロックの敷設後、事務室の位置変更に対応して付け替えず、誘導先が異なる
- 事例 6 常時閉鎖された扉や使用していない門衛所へ誘導する点字ブロック

## 事 例 表

事例番号	京都-1	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 6 日
大学名	京都大学吉田キャンパス	施設等の箇所	吉田南構内人間・環境学研究科棟前通路
タイトル	溝ぶたの格子幅が広く、車椅子の前輪や白杖がはまり込むおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）、肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	構内の溝ぶたについて、①長辺が通路と平行するもの（北側 1 か所、写真①）は、車椅子の前輪（キャスター）がはまり込み、②格子幅の広い（3 cm×9 cm角）もの 5 か所（写真②）には、白杖がすっぽりはまり込み、つまずくおそれ		
チェックポイント	学生が通行する通路などに設置されている溝ぶたについて、車椅子の前輪や白杖の先端がはまり込むことのない、狭い格子幅のものが安全である。		

**【現地写真】**



[写真①北側の溝ぶた（左の図の一番上）]



**（注）** 格子幅が広く（3 cm）、溝の長辺（9 cm）と通路が平行。車椅子の前輪幅が細い場合、はまり込むおそれ

[写真②]



**（注）** 白杖が溝にすっぽりはまり込む。歩行中、不意を突かれて、つまずくおそれ

**【参考】** 建築設計標準（2.1.1 敷地内の通路の設計標準）

- ・杖先や車いすのキャスター等が落ちないように、蓋のスリット等の幅は 2cm 以下とする（2-23（4）②）



## 事 例 表

事例番号	京都-2	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 6 日
大学名	京都大学吉田キャンパス	施設等の箇所	吉田南構内吉田南 4 号館
タイトル	スロープの空中にせり出して立て看板が設置されており、利用の妨げ		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	スロープの手すりに看板がくくりつけて固定されている。スロープの空中に一部はみ出しており、接触してけがをするおそれ。スロープの利用に妨げ		
チェックポイント	スロープ本来の機能が十分かつ安全に果たせるよう、車椅子使用者の通行の妨げとなる物を置かない。また、円滑に利用できるよう、維持管理も適切に行う。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	このスロープには、屋根がなく、草が生え、枯葉も落ちており、車椅子の車輪が滑るおそれ。立て看板が無造作に設置されているので、通行の際、頭部が接触しないか気になった。スロープは、「設置して終わり」でなく、本来の機能が果たせるよう、日常の維持管理等にも十分配慮してほしい。		

### 【現地写真】



**（注）** スロープの空中にせり出して、学内サークルの「メンバー募集」の看板が設置。スロープ通行者の妨げになるおそれ。なお、同看板は、手すりにくくり、固定された状態。

### 【参考】建築設計標準（2.1.4 ソフト面の工夫）

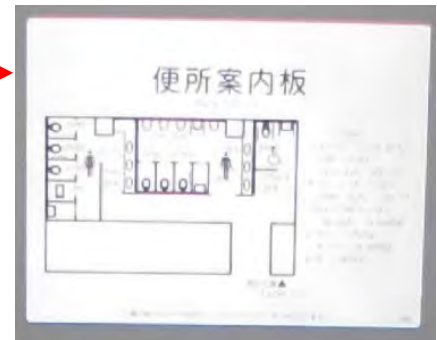
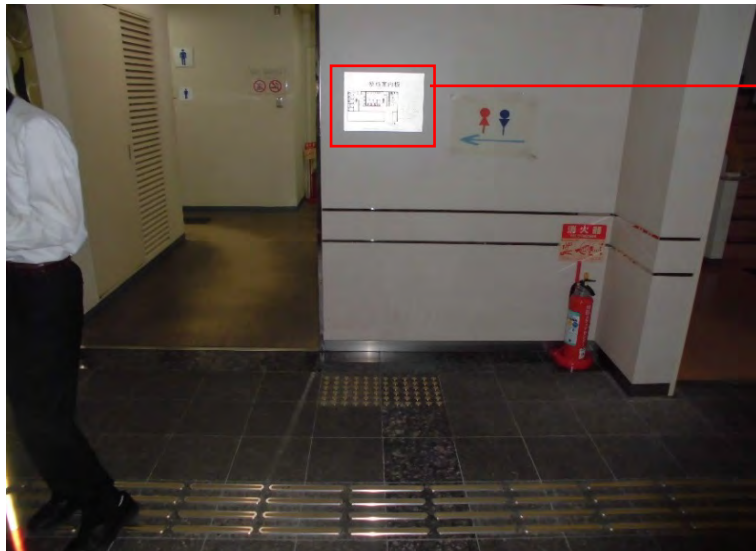
- ・敷地内の通路上に、不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが機能しなくなる。設計段階において、施設運用上のあり方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障がおきないようにすることが望ましい（2-28(2)）



## 事 例 表

事例番号	京都-3	実地調査年月日	平成29年9月6日
大学名	京都大学吉田キャンパス	施設等の箇所	吉田南構内学術情報メディアセンター南館1階（多目的トイレ）
タイトル	多目的トイレを案内する点字表記が不十分なため、トイレに気付かない		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	多目的トイレの案内表示には、点字でも「どなたでもお使いください」と表記している。しかし、「多目的トイレ」など、「何を」が明記されていない。		
チェックポイント	点字表記について、視覚障害者の利用を念頭に置き、単純な点訳とせず、意図などが通じる内容とする。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>視覚障害のある学生等は、単に、点字で「どなたでもお使いください」と表記してあるだけでは、「何をを使ってよいのか」分からない。「たもくてきといれ」（多目的トイレ）と併せて表示すると親切である。</p> <p>なお、トイレ出入口にある「便所案内板」の点字に触れ、トイレ内の位置関係を理解できれば、「多目的トイレ」に気付くことができるかもしれないが、図の触察が苦手な人はそもそも「便所案内板」に触れない可能性もある。</p>		

### 【現地写真】



（注）トイレは、ロビーから奥まった位置にある。トイレ前には、内部の配置状況を示す「便所案内板」（点字表記あり）



（注）多目的トイレ前の案内表示には、点字でも「どなたでもお使いください」と記載（赤枠で囲んだ箇所）。しかし、「多目的トイレ」との記載がないので、「何をを使ってよいか」通じない。

**【参考】建築設計標準（2.7.4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準）**

- ・案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。また必要に応じて音声による案内・誘導を行う（2-85(3)）
- ・利用者を誘導するため、個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房等を設けた便所の案内図には、各便房の機能、位置等を表示することが望ましい（2-85(3)）

## 事 例 表

事例番号	京都-4	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 6 日
大学名	京都大学吉田キャンパス	施設等の箇所	本部構内附属図書館（多目的トイレ）
タイトル	図書館の車椅子使用者用机と多目的トイレが隣接していると、かえって使いにくい		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	① 車椅子使用者用機のすぐ隣に多目的トイレがあると、「障害者専用の空間」ともなり、障害のある学生等は、他の学生から「障害者だけ優遇している」と見られるのではないかと気兼ね等が生じ、逆に使いにくくなる。 ② 車椅子使用者用機と多目的トイレの設置階が異なる場合も、移動が不便		
チェックポイント	①車椅子使用者用の机と多目的トイレの位置について、「過剰な配慮」とならないよう、障害のある学生等の意向も踏まえると気楽に利用できる。 ②車椅子使用者用機と多目的トイレの設置階は同じ方がいい。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	① 車椅子使用者用機のすぐ隣に多目的トイレがある場合、「車椅子」マークが同時に視界に入るため、「障害者のための空間」ができる。車椅子使用者の立場からすれば、過剰な配慮となり、逆に使用しにくいと感じる人もいる。 また、一般学生も多目的トイレを使いにくいのではないかと懸念してしまう。 ② 車椅子使用者用機と多目的トイレとが異なる階に設置されていると、トイレ利用の都度、エレベーターで上下しなければならず、非常に不便（大阪大学及び神戸大学）。		

### 【現地写真】

[写真：京都大学吉田キャンパスの本部構内の附属図書館]



**（注）車椅子使用者用机（写真正面、机に「車椅子」のマーク）と通路を挟んだ右隣に多目的トイレ（写真右側、出入口の壁にマーク）が設置されている。一見、車椅子使用者には便利そうに見えるが、逆に、気兼ね等が生じ、トイレを使いにくい。**

なお、①大阪大学豊中キャンパスにある総合図書館は、車椅子使用者用机は A 棟 3 階に設置されているが、多目的トイレは、A 棟 2 階にのみ設置、②神戸大学鶴甲第 1 キャンパスにある総合・国際文化学図書館は、車椅子使用者用机 3 階に設置されているが、多目的トイレは、2 階にのみ設置。

そのため、トイレ利用の都度、エレベーターで上下しなければならない上、エレベーター又は机が遠い場合も有り、非常に不便。

## 事 例 表

事例番号	京都-5	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 6 日
大学名	京都大学吉田キャンパス	施設等の箇所	吉田南構内学術情報メディアセンター南館
タイトル	点字ブロックの敷設後、事務室の位置変更に対応して付け替えず、誘導先が異なる		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	<p>建物出入口から右の部屋に向かって点字ブロックが敷設されている。しかし、誘導先は、学生の利用がほとんどない「運用管理室」である（写真①）。ドアの横には、「ここは運用管理室です。事務室は反対側です」と書いた張り紙がある（写真②）。この点字ブロックは、学生が利用する「事務室」への案内に敷設された。しかし、事務室と運用管理室の位置が変更された後、対応して点字ブロックも付け替えられていないため、敷設の意図と現状とが異なっている。</p>		
チェックポイント	<p>点字ブロックは、誘導したい箇所まで正確に敷設する。点字ブロック敷設後、事務室等の位置を変更したものの、点字ブロックの付け替えまで困難な場合、部屋の出入口などに、点字で正しく案内する。視覚障害のある学生等も間違えることがない。</p>		
<p><b>【現地写真】</b>                  [写真①：全景（右奥に、運用管理室の出入口（茶色のドア））]                    [写真②：運用管理室の出入口（事務室の予定箇所）] (ドア横、右上の張り紙)                    (注) 点字での案内はない。  <b>【参考】 建築設計標準（2.3.1 建築物の出入口の設計標準）</b>                  ・道等から、点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な通路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける（2-38(3)③）</p>			
大学の説明	<p>建物が建築された当初、点字ブロックの誘導どおりの場所に事務室を設置していた。その後、事務室と運用管理室の位置を入れ替えたが、それに対応した点字ブロックの付け替えまで行っておらず、現状のようになっている。</p>		



## 事 例 表

事例番号	京都-6	実地調査年月日	平成29年9月6日
大学名	京都大学吉田キャンパス	施設等の箇所	吉田南構内正門
タイトル	常時閉鎖された扉や使用していない門衛所へ誘導する点字ブロック		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	京都大学吉田南構内正門に、歩行者用門扉（写真①）と門衛所（写真②）に誘導するために、点字ブロックが敷設されている。しかし、現在はいずれも使用されておらず、点字ブロックの付け替えが行われていないため、初めて訪れる視覚障害のある学生等は、混乱するおそれ。なお、正門付近に、午前8時半から午後3時まで、警備員が勤務している。		
チェックポイント	使用しなくなった門扉等へ誘導する点字ブロックは、撤去する。撤去が困難な場合、付近の警備員等が誘導すると、視覚障害のある学生等は混乱しない。		

### 【現地写真】

[写真①：常時閉鎖された扉に向かう、点字ブロック]



**（注）正面奥の扉は、常時閉鎖（左上に拡大写真）。事実上、「行き止まり」**

[写真②：扉の裏側。点字ブロックの誘導先の門衛所も使われていない]



**（注）写真①の裏側。右上が閉鎖された扉。そこから点字ブロックで左上の「門衛所」に誘導。門衛所は、使われていない。**

【参考】建築設計標準（2.13H.1 視覚障害者誘導用設備）

- ・視覚障害者等が施設を実際に利用する動線を検討した上で、円滑な利用が可能な経路に敷設することが望ましい。（2-171(1)①）



# 国立大学法人大阪大学

- 事例 1 道路と歩道とに 5cm の段差があり、車椅子が衝突して転倒のおそれ
- 事例 2 歩道と車道とに高さ 18cm の階段のような段差があり、車椅子使用者は通行不能
- 事例 3 横断歩道前に格子幅の広い溝ぶた、白杖の先端がはまり込むおそれ
- 事例 4 食堂出口から誘導ブロック等がなく、不便であり、つまずくおそれも
- 事例 5 スロープ内に誘導ブロックを敷設すると、車椅子はスリップ等の危険あり
- 事例 6 屋外スロープに滑りやすいタイルを使用、草も繁茂し、スリップ等の危険
- 事例 7 スロープがあっても、車椅子使用者は建物に容易に入ることができない
- 事例 8 階段昇降機の利用申込み用のインターホンが届かない位置にあるなど、使いにくい
- 事例 9 拡大読書器は共用スペースに設置すると使いやすい
- 事例 10 小鉢類の「メニュー立て」が、車椅子使用者から見えない
- 事例 11 建物正面に階段があるため、車椅子使用者は大きく迂回するしかなく、非常に不便
- 事例 12 ドアの開放等により廊下幅が狭められ、車椅子での通行に著しい制約など不便
- 事例 13 建物出入口と歩道との間で点字ブロックが途切れ、通過してしまうおそれ
- 事例 14 ら旋状のスロープでは、手動車椅子の両輪の動かし方が難しく、力もいるので大変

## 事 例 表

事例番号	大阪-1	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 4 日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	総合図書館とサイバーメディアセンターを結ぶ横断歩道
タイトル	道路と歩道とに 5cm の段差があり、車椅子が衝突して転倒のおそれ		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	総合図書館からサイバーメディアセンターに向かう横断歩道で、道路と歩道とに 5 cm の段差（望ましいとされる上限の 2.5 倍）があり、衝突（衝撃音あり）し、前輪が浮き上がった。加速の勢いで、たまたま段差を乗り越えられたが、前輪が着地した反動で、車椅子が転倒するおそれあり		
チェックポイント	わずかな段差であっても、車椅子は、転倒の危険がある。道路と歩道の間（横断歩道等）には、「段差なし」の方が安全に通行できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	協働で点検に当たった、電動車椅子を使用する障害者が道路側から段差上を通行しようとして加速したところ、5 cm の段差に前輪が引っかかり、前のめりになった。車輪径にもよるが車椅子ではわずかに見える段差でも乗り越えにくいことがある。「安全ベルトに保護され、投げ出されずにすんだが、とても怖かった」		
【現地写真】	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>←段差との衝突で、この車椅子の前輪が浮き上がった。</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>拡大すると</p>  </div>		
【参考】建築設計標準（2.1.2 改善・改修のポイント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道等と敷地境界の段を解消する（2-24(1)）</li> <li>・2 cm以下が望ましい（2-25 段差の解消）</li> </ul>		
大学の意見	歩道の段差は、車椅子に対応したものでない。この箇所について、歩道端の両脇に雨水ますの溝ぶたがあるため、段差の改善はしやすいと思われる。		

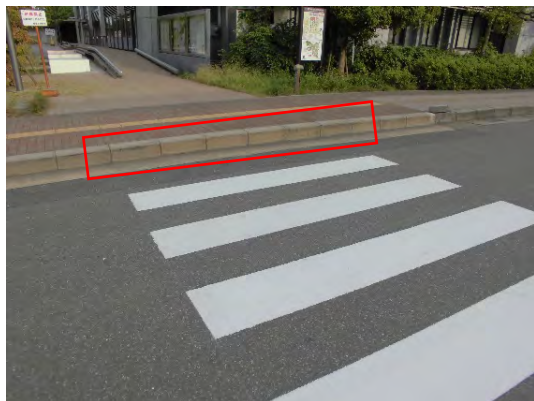
## 事 例 表

事例番号	大阪-2	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 4 日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	①基礎工学部棟と総合図書館とを結ぶ横断歩道、②文法経本館と法経研究棟とを結ぶ横断歩道
タイトル	歩道と車道とに高さ 18cm の階段のような段差があり、車椅子使用者は通行不能		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	横断歩道を渡った先の歩道と車道とに高さ 18 cm の階段のような段差（望ましいとされる上限の 9 倍）があるため、車椅子使用者は、単独では通行不能。近くのスロープを見つけて迂回するしかない（下の写真 1①、②）。ただし、別の箇所では、鉄板で傾斜を付けスロープ状にし、段差を解消している例がある（下の写真 2）。		
チェックポイント	車椅子使用者も安心して横断できるよう、段差を解消する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	（視覚障害者（全盲）の意見） 高さ 18 cm もの段差があれば、「階段」と同じであり、横断歩道の設置場所として不適切		

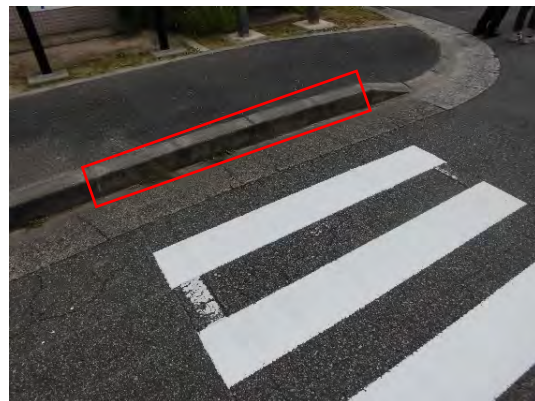
### 【現地写真】

#### 1 横断歩道に段差が生じている事例

〔①基礎工学部棟と総合図書館とを結ぶ横断歩道〕



〔②文経法本館と法経研究棟とを結ぶ横断歩道〕



#### 2 横断歩道の段差を鉄板で解消している事例

〔美学棟と食堂（どんどん）とを結ぶ横断歩道〕



【参考】建築設計標準（2.1.2 改善・改修のポイント）

- ・道等と敷地境界の段を解消する（2-24(1)）
- ・2 cm 以下が望ましい（2-25 段差の解消）



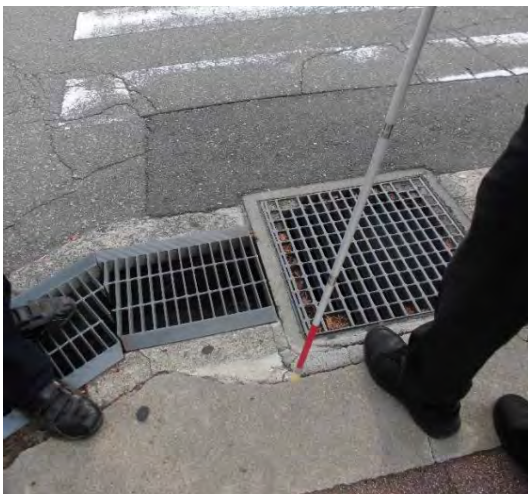
## 事 例 表

事例番号	大阪-3	実地調査年月日	平成29年9月4日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	総合図書館とサイバーメディアセンターを結ぶ横断歩道
タイトル	横断歩道前に格子幅の広い溝ぶた、白杖の先端がはまり込むおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	横断歩道手前に警告ブロックが敷設され、その先には、格子幅の広い溝ぶたが3枚設置されている。いずれも白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれあり		
チェックポイント	① 溝ぶたについて、車椅子の前輪や白杖の先端がはまり込むことのない、狭い格子幅のものが安全である。 ② 点字ブロック上には、本来の機能を損なわないよう、物など置かない、		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	この溝ぶたは、点字ブロックの誘導先の横断歩道に設置されており、白杖を立てて段差を確認しながら前進して行くと、先端がはまり込むため、危険である。		

**【現地写真】**



（注）横断歩道のほぼ中央部分に位置する溝ぶた。格子幅が広い。



（注）溝ぶたに、白杖の先端がはまり込むおそれ



（参考）上記の箇所付近には、誘導ブロック上に一部はみ出して駐輪。「駐輪優先」に？

**【参考】建築設計標準**

(2.1.1 敷地内の通路の設計標準)

- ・杖先や車いすのキャスター等が落ちないように、蓋のスリット等の幅は2cm以下とする (2-23(4)②)

(2.13H.1 視覚障害者誘導用設備)

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続的に適切な維持管理・保守を行うことが望ましい (2-173(5))

大学の意見

排水機能の観点から格子幅を狭くすることは難しいが、設置場所には問題がある。横断歩道を避けて設置すべきである。



## 事 例 表

事例番号	大阪-4	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 4 日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	図書館下食堂出口
タイトル	食堂出口から誘導ブロック等がなく、不便であり、つまずくおそれも		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	食堂の出口から屋外階段まで誘導ブロックがない。このため、①出入口付近には、多目的トイレ（食堂内になし）があっても分からない、②直進すると雨水ますの溝ぶたがあり、格子幅が広く、白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれ		
チェックポイント	明確な意図を持って目的地に到達できるよう、途切れることなく、誘導ブロックや警告ブロックを適切に敷設する。雨水枡の溝ぶたがあっても安全に歩行できる。		

### 【現地写真】



**（注）** 正面の奥が食堂の出口。すぐ右側には、多目的トイレ。手前に直進してくると、格子幅の広い溝ぶた。しかし、通路には、誘導ブロックや警告ブロックなし。

**【参考】** 建築設計標準（2.1.1 敷地内の通路の設計標準）

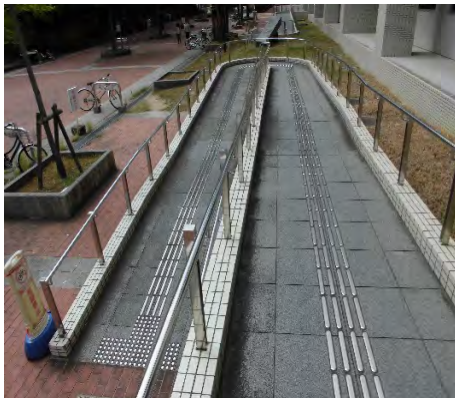
- ・道等から、点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける（2-22（3）③）

## 事 例 表

事例番号	大阪-5	実地調査年月日	平成29年9月4日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	全学教育推進機構棟出入口
タイトル	スロープ内に誘導ブロックを敷設すると、車椅子はスリップ等の危険あり		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	スロープ内の金属製誘導ブロックは、車椅子使用者には、スリップ等の原因ともなりかねない。		
チェックポイント	スロープ内の金属製誘導ブロックは、車椅子使用者には、スリップ等の原因ともなりかねないので、基本的に点字ブロックを敷設しない方が安全に通行できる。 視覚障害のある学生等向けに点字ブロックを敷設する場合、当事者と協議し、スロープの始点、折り返しの曲がり角、終点等、節目となる地点に限定して、警告ブロックを敷設する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>（肢体不自由（車椅子使用者）の意見） このスロープ内の点字ブロックは、車椅子使用者にとって邪魔になり得る。車椅子ユーザーには振動に敏感な呼吸器装用者等もいる。また、雨天時等に、車輪が滑ったり、空回りしたりするおそれもあり、通行に支障をきたすと思う。 滑りにくい素材のものであればスリップのおそれは低減できる。</p> <p>（視覚障害者（全盲）の意見） 全ての視覚障害者が、同じ意見ではないと思うが、自分としては、スロープの幅員が狭く、「手すり」も設置されているので、これを頼りに、白杖でも確認しながら、通行可能である。スロープ内にまで、点字ブロックを敷設する必要を感じない。 点字ブロックが車椅子の通行の支障になるのであれば、①スロープの起点、②折り返し地点、③スロープの終点の3か所に警告ブロックを残し、それら以外の誘導ブロックを除去してもよいと思う。また、このスロープは入口までの距離が長いので、自分としては、点字ブロックで誘導している階段を使用する方が早く、そちらを利用することが多い。</p>		

### 【現地写真】

[写真①：スロープの全景]



（注）スロープ内全体に、点字ブロックが敷設されている。なお、スロープ付近には、別に、上下端に点字ブロックが敷設された階段もある。

[写真②：「折り返し」となる曲がり角（拡大）]



### 【参考】建築設計標準

(2.1 敷地内の通路)

- ・段や傾斜路の上端に近接する部分では、視覚障害者の注意を喚起する措置を行う（2-20 設計のポイント）

(2.1.1 敷地内の通路の設計標準)

・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路上の車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点字ブロック等を敷設する（2-23(3)③）（※）

※ 以下の場合を除く

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16 cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等



## 事 例 表

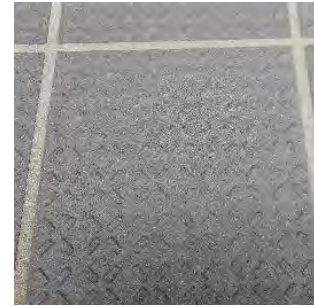
事例番号	大阪-6	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 4 日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	全学教育推進機構講義 C 棟東側 屋外スロープ
タイトル	屋外スロープに滑りやすいタイルを使用、草も繁茂し、スリップ等の危険		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	屋外スロープには、凹凸が少なく滑りやすい「タイル」を使用（写真①）、中央部に敷設の点字ブロックも経年劣化（写真②）、草やコケも繁茂（写真②及び③）した状態にある。車椅子使用者にとって、雨の日は一層滑りやすく、スリップしたり、「上り」に手間取ったりする等の危険もある。		
チェックポイント	スロープ（傾斜路）の仕上げは、ノンスリップ加工のタイルなど滑りにくい材質のものを使う。車椅子使用者は、雨の日でも滑ること等なく安心して通行できる。スロープについても、定期的な除草など、適切な維持管理を行う。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	スロープについて、①床面は滑りやすいタイル素材、②隅には草やコケも生えている。誘導ブロックや警告ブロックについて、床と同じ「灰色」であり、かなり劣化し、摩滅もしている。屋根もないので、雨の日に滑らないか気を遣う。		

### 【現地写真】

[写真①：スロープの全景]



(参考)  
ノンスリップ加工のタイル



[写真②：劣化した点字ブロック、草も繁茂]



[写真③：コケも繁茂]



**【参考】建築設計標準**

(2.1.1 敷地内の通路の設計標準)

- ・ 傾斜路の表面は、ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料で仕上げる (2-23(4)①)

(2.13H.1 視覚障害者誘導用設備)

- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続的に適切な維持管理・保守を行うことが望ましい (2-173(5))



## 事 例 表

事例番号	大阪-7	実地調査年月日	平成29年9月4日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	学生交流棟出入口付近
タイトル	スロープがあっても、車椅子使用者は建物に容易に入ることができない		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	学生交流棟には、1階に学生食堂、2階に障害学生支援担当部署があり、障害のある学生も頻りに利用する（写真①）。しかし、学生交流棟の南側から来た場合、建物周辺のスロープ2か所は、①一方は学生交流棟に接続しておらず、到達できない（写真②）、②もう一方は歩道の電灯が妨げとなって、車道に降りて交流棟北側に回りこまなければ、スロープを利用できない（写真③）。設置の意図不明		
チェックポイント	スロープがあっても、電灯が妨げとなっている場合、車椅子使用者が「利用できる」経路を確保し、明確に表示することが望ましい。そのような措置により、目的地に迷わずたどりつくことができる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	障害学生支援担当部署や食堂がある学生交流棟について、障害のある学生も利用する頻度が高い。移動ルートの確保やその表示に配慮してほしい。		

### 【現地写真】

[写真①：学生交流棟付近]



(注) 写真手前（現地では南側）から学生交流棟（右奥の建物）へ安全に向かうには、横断歩道を渡る必要がある。

[写真②]



(注) このスロープは、学生交流棟に接続していないので、利用しても到達できない。当局と協働で現地調査に当たった車椅子使用者も、特に表示がないので、「接続しているもの」と誤解した。

[写真③]



(注) 学生交流棟に接続する「ら旋状」のスロープ。しかし、歩道からは、手前の電灯が妨げとなり、スロープを利用できない。車道から回り込むのか？

## 事 例 表

事例番号	大阪-8	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 4 日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	総合図書館
タイトル	階段昇降機の利用申込み用のインターホンが届かない位置にあるなど、使いにくい		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	総合図書館の階段昇降機を使用する際、連絡用とされるインターホンについて、①位置が高い、②周辺の消火器や机が妨げとなり、インターホンの真下に車椅子を横付けできない。やむを得ず、前かがみで受話器を取ろうとしても、位置が高くて困難である（以上、写真①）、③手や指に障害のある学生等は、受話器を握る十分な力がないので、「呼出」ボタンがより便利である（写真②）。		
チェックポイント	階段昇降機は設置に終わることなく、その利用につながるインターホンについても、その位置、受話器の形状等が車椅子使用者の使いやすいものとする。 なお、インターホンの利用の妨げとなる物を置かない。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	階段昇降機利用のためのインターホンは、B棟側は机がありインターホンに近づけない（写真①）。A棟側は高くないので近づける（写真②）。しかし、受話器を握れない人もいるので、呼出ボタンがいいと思う。		
<b>【現地写真】</b>			
[写真①：B棟3階側]		[写真②：A棟3階側]	
			
<p><b>（注）</b> インターホン周辺の消火器や机が妨げとなり、車椅子を真下に横付けできない。やむを得ず、前かがみで受話器を取ろうとしても、位置が高くて（床上130cm）、困難</p>		<p><b>（注）</b> インターホンは床上110cmに取付け。車椅子も横付け可能。なお、手や指に障害があり、受話器を握る十分な力がない学生等もいる。「呼出」ボタンがより便利</p>	
<p><b>【参考】</b> 建築設計標準（2.13E.1 コンセント・スイッチ類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセントの中心高さは、床から40cm程度とする（2-155(1)）</li> <li>・スイッチ類（特殊なスイッチを除く）の中心高さは、110cm程度（ベッド周辺においては80～90cm程度）とする（2-155(1)）</li> </ul>			

## 事 例 表

事例番号	大阪-9	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 4 日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	総合図書館
タイトル	拡大読書器は共用スペースに設置すると使いやすい		
障害種別	視覚障害（弱視）		
事例の内容	拡大読書器について、施錠された部屋でなく（写真①）、共用スペース（写真②）に設置すると、使いやすい。		
チェックポイント	拡大読書器は、共用スペースに設置すると、視覚障害のある学生等が使いたい時に自由に使用できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	拡大読書器を使用するため、その都度、カウンターまで行って、鍵を借りるのは負担に感じる人もいると思われるので、共用スペースにあると使い勝手が良い。		

### 【現地写真】

[写真①] 施錠された対面朗読室に拡大読書器を設置



[写真②] 共用スペースに拡大読書器を設置（和歌山大学）





## 事 例 表

事例番号	大阪-10	実地調査年月日	平成29年9月4日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	図書館下食堂
タイトル	小鉢類の「メニュー立て」が、車椅子使用者から見えない		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	<p>食堂の小鉢類は、カウンターより低く、シンク型保冷機の中に並べられ、同じ小鉢が載せられたトレイごとに、「メニュー立て」がある。しかし、車椅子使用者は、「座った」状態であり、低い位置から見る事となる。在庫の少ない、人気のある小鉢類は、取り出されてトレイが下がり、メニュー立ても低い位置になる。しかし、車椅子使用者からは見えず、どの料理が残っているか分からない（写真①）。</p>		
チェックポイント	<p>食堂の小鉢等のメニュー立てについて、「座って」目線の位置が低くなる車椅子使用者からも見えるよう、カウンターに置いたり、ガラス面に表示するなど工夫する。車椅子使用者も、安心して、料理を選択できる。</p>		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>食器の近くに置いてある「メニュー立て」について、カウンターに置いたり（写真②）、ガラス面に表示してもらえれば、好きな料理を選択できる。 メニューが見えても中に手が届かないことがあるので、人的なサポートが必要なこともあることに留意してほしい。</p>		

### 【現地写真】

[写真①]



**（注）** 車椅子使用者は、在庫の多い小鉢のメニュー立ては見える。しかし、在庫の少ない小鉢のメニュー立ては見えず、何があるか分からない。

[写真②]



**（注）** メニュー立てをカウンターに設置する等の工夫により、在庫数に関係なく表示が見えるので、食べたい小鉢を選択できる。

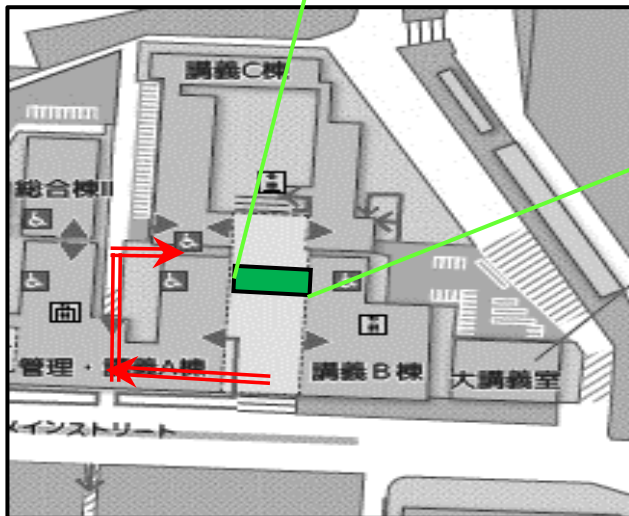
## 事 例 表

事例番号	大阪-11	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 4 日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	全学教育推進機構講義C棟、B棟
タイトル	建物正面に階段があるため、車椅子使用者は大きく迂回するしかなく、非常に不便		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	<p>車椅子使用者は、C棟正面に階段があるため、直接入ることができない（写真）。そこで、A棟を経由し、傾斜路を上って、C棟西側出入口から入るしかない（図①）。</p> <p>また、C棟には、西側にしか多目的トイレがない。しかし、東側は「ストッパーのない」開き戸のため、車椅子使用者には独力で扱えないので、直線移動できない。東側エレベーターから降り、北側を大きく迂回して、西側の多目的トイレに行くしかない。C棟からA棟及びB棟へ移動する場合も同様である（図②）。</p> <p>しかし、このような情報は、バリアフリーマップに掲載されていない。「現地」に行くと、初めて分かる。車椅子使用者には、非常に不便な状況にある。</p>		
チェックポイント	<p>階段や段差の解消には、多額の費用を要することがある。車椅子使用者が履修登録する講義について、移動に支障や負担となる講義棟の使用を避けるなどの配慮も検討する。</p>		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>肢体不自由（車椅子使用者）の校舎間の移動等に対する配慮措置について、予算の制約もあり、ハード面での対応が困難な場合、要望の内容等をよく聴取してもらい、ソフト面で「教室変更」などの対応も検討してほしい。</p>		

### 【現地写真】

【図①】

C棟の出入口階段

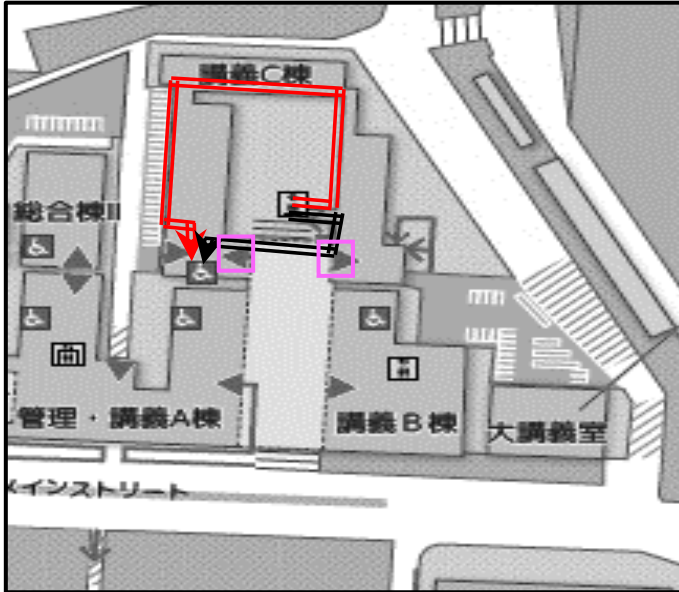


= 車椅子での移動経路

**（注）「B棟」（図では右下）側から「C棟」（図では上方）に向かう場合、C棟の正面には階段（写真）があり、車椅子使用者は、直接入ることができない。そこで、「A棟」（図では左下）の自動ドアから、「開き戸」（原則7時～20時の間、ストッパーがあり、開放されている）を通り抜け、C棟西側の「開き戸」（ここも同様）から入る「迂回ルート」を使うしかない。非常に面倒であり、不便**



[図②]



- 開き戸(ストッパーがなく、常時開放されていない)
- = 車椅子での移動経路

(注) C棟の出入口付近では「ストッパーがない」開き戸であり、車椅子使用者は単独で開けられない。そこで、C棟の多目的トイレ(西側に1か所のみ)へは、①エレベーターを降りて、東側の通路から、②北側へ進み、③西側の通路に回り込んで行く、「迂回ルート」しかない。A棟及びB棟へ行く場合も、同じルートによる(図①の(注)の逆方向)。

【参考】建築設計標準(2.8.1 利用居室の出入口の設計標準)

- ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする(2-96(2))
- ・開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい(2-96(2))

大学の意見

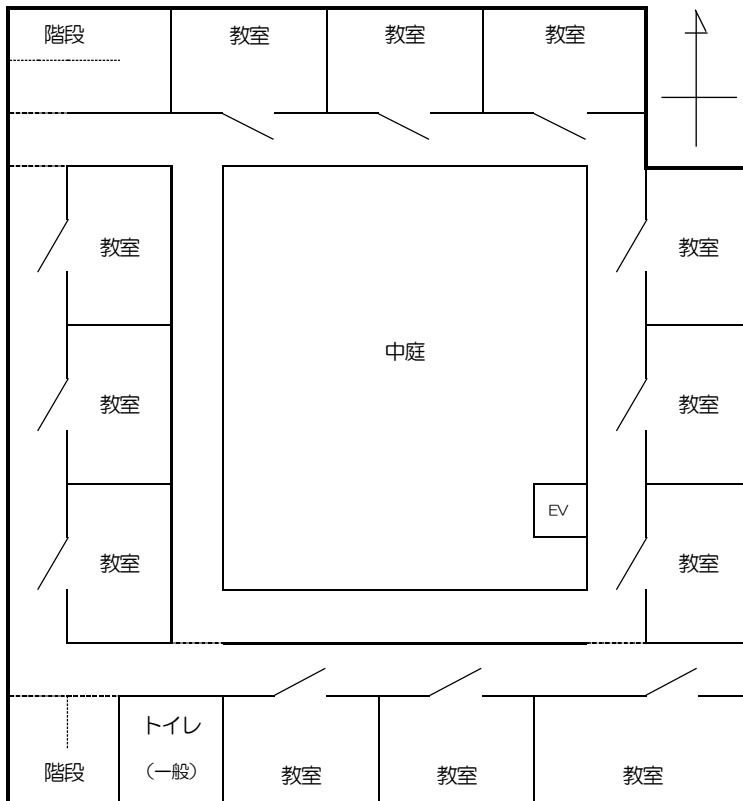
車いすを使用する学生が登録した講義については、受講学生と学内の専門家が調整を行い、可能な限りA棟又はB棟で開講するよう配慮を行っている。

## 事 例 表

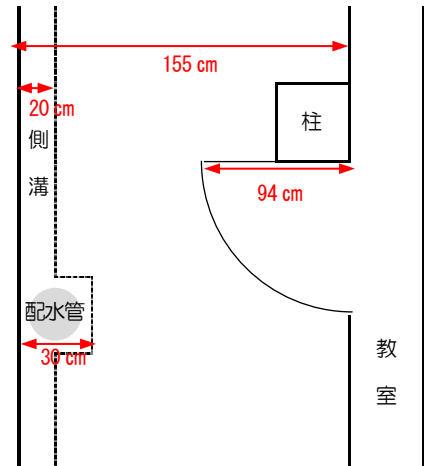
事例番号	大阪-12	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 4 日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	全学教育推進機構講義C棟
タイトル	ドアの開放等により廊下幅が狭められ、車椅子での通行に著しい制約など不便		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	<p>講義C棟（図①）について、廊下幅が155cmに対し、外開きドアの幅が94cmであり、かつ、雨水用の側溝（幅20～30cm）もある（図②）。ドアが開放された場合、通行可能な廊下幅が極めて狭くなり、車椅子での通行が著しく妨げられる。</p> <p>また、多目的トイレは1階にしか設置されておらず、学生の行き来やエレベーターの混雑等も考慮すると、車椅子使用者が10分間の休憩時間内に、トイレへ行き、講義室まで戻ってくることは困難</p>		
チェックポイント	廊下の拡幅、多目的トイレの増設には、多額の費用を要することがある。車椅子使用者が履修登録する講義について、移動に支障や負担となる講義棟の使用を避けるなどの配慮も検討する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	肢体不自由（車椅子使用者）の校舎間の移動等に対する配慮措置について、予算の制約もあり、ハード面での対応が困難な場合、要望の内容等をよく聴取してもらい、ソフト面で「教室変更」などの対応も検討してほしい。		

### 【現地写真】

〔図①〕全学教育推進機構講義C棟 簡易間取図（2階～4階）



〔図②〕廊下の概略図



**検討**

**施設の改修等は困難。車椅子使用者が受ける授業では、C棟2階以上の北側及び東側の教室を使用しない。また、車椅子使用者が利用しやすい他の教室（例、C棟1階西側教室）に変更する配慮も検討**

### 【参考】建築設計標準

（2.4.1 屋内の通路の設計標準）

- ・主要な経路上の廊下の幅は、120cm以上とする（2-46(1)①）

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な経路上の廊下には 50cm 以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける (2-46(1)①)</li> <li>・ 50m以内ごとに設ける転回スペースは、原則として 140 cm角以上とする (2-46(1)①)</li> </ul> <p>(2.4.2 改善・改修のポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少しでも有効幅員を広げるために、通路に突出している設備・備品を整理する等、ハード面のみならず使用状況等も含めて、改善することが望ましい (2-50(1))</li> </ul>	
大学の意見	<p>車いすを使用する学生が登録した講義については、受講学生と学内の専門家が調整を行い、可能な限りA棟又はB棟で開講するよう配慮を行っている。</p>

## 事 例 表

事例番号	大阪-13	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 4 日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	豊中総合学館入口前
タイトル	建物出入口と歩道との間で点字ブロックが途切れ、通過してしまうおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	建物入口付近に敷設されている点字ブロックについて、歩道（幅員 280cm）の手前で途切れており、現状のままでは、歩道から入ろうとしても歩道をそのまま進んでしまい、総合学館への通路に気付かず通過する。		
チェックポイント	明確な意図を持って目的地に到達できるよう、途切れることなく、誘導ブロックや警告ブロックを適切に敷設する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	歩道に対し、奥まった位置から点字ブロックによる誘導が始まっている。豊中福利会館（写真手前）方面から保健センター（写真奥）に至る歩道を利用すると、この点字ブロックに気付かずに通り過ぎてしまう可能性がある。		

### 【現地写真】



（総合学館出入口まで誘導）



**（注）もう少し歩道（写真左側）寄りまで点字ブロックを延長すると、建物出入口とうまく連絡できる。**

### 【参考】建築設計標準（2.1.1 敷地内の通路の設計標準）

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける（2-22(3)③）
- ・歩道と敷地内の通路の視覚障害者誘導用ブロック等は連続させることが望ましい（2-22 留意点：視覚障害者誘導用ブロック等）



## 事 例 表

事例番号	大阪-14	実地調査年月日	平成 29 年 9 月 4 日
大学名	大阪大学豊中キャンパス	施設等の箇所	学生交流棟出入口付近
タイトル	ら旋状のスロープでは、手動車椅子の両輪の動かし方が難しく、力もいるので大変		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	歩道と建物（学生交流棟）の出入口を結ぶスロープが「ら旋」状とされている。手動車椅子の場合、内輪差も生じて、操作が非常に難しい。なお、この地点は、歩道上に電灯があり、車椅子使用者の進入を阻んでいる（事例番号：大阪-7「スロープがあっても、車椅子使用者は建物に容易に入ることができない」参照）。		
チェックポイント	スロープについて、車椅子使用者の操作が容易で、建物と円滑に接続できるように設置する。スロープの改修等が困難な場合、職員や周辺の学生等が支援する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	スロープは、曲線より直線的な形状のものがよい。曲線のスロープを、手動式の車椅子で移動する場合、内側の車輪より外側の車輪を大きく回す必要があり（内輪差）、動かし方が難しい。特に、スロープを上る時は力があるので、より大変になる。		

### 【現地写真】



**（注）手動式の車椅子で「ら旋」状のスロープを利用する場合、車輪の回し方が左右で異なるので、非常に移動しづらい。**

### 【参考】建築設計標準

#### （2.1 敷地内の通路）

- ・傾斜路を設ける場合は、主要な経路上の通路に併設して設け、最短経路を確保する（2-20 設計のポイント）
- ・傾斜路を設ける場合には、車いす使用者が安全に昇降することができる幅員や形状とする（2-20 設計のポイント）

#### （2.1.1 敷地内の通路の設計標準）

- ・主要な経路上の傾斜路で、高さが 75 cm を超えるもの（勾配が 1/20 を超えるもの）では、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設ける（2-21(1)②）
- ・主要な経路以外の傾斜路でも、高さが 75 cm を超えるもの（勾配が 1/20 を超えるもの）では、高さ 75 cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けることが望ましい（2-21(1)②）
- ・通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅 150cm 以上の水平なスペースを設ける（2-21(1)②）

# 国立大学法人神戸大学

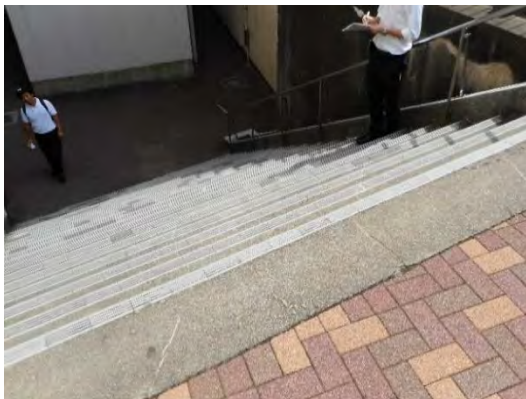
- 事例 1 高低差が大きく傾斜も急な屋外階段に警告ブロックがなく、転落の危険あり
- 事例 2 建物と通路に 9cm の段差及び段差下にも格子幅の広い溝ぶたがあり、二重に危険
- 事例 3 階段の途中から警告テープがなく、踏み外して転倒するおそれ
- 事例 4 警告ブロックの一部又は大半が剥がれ、また摩滅しているなど機能を果たさない
- 事例 5 警告ブロック上に泥よけマット、また床部分と同じ灰色で見分けがつかない
- 事例 6 溝ぶたの格子幅が広く雨水ますも深いため、白杖の先端がはまり込むおそれ
- 事例 7 手すりがペーパーホルダーの真下にある、握りにくく体重もかけられない
- 事例 8 天板昇降機能付きの車椅子使用者用机に操作説明がなく、使い方が分からない
- 事例 9 スロープの折り返し部分は、傾斜がある上、狭くて、車椅子を方向転換しにくい
- 事例 10 大学案内図は位置が高く、溝があり、傾斜もあるため、車椅子使用者には見づらい
- 事例 11 バリアフリーのアクセスルートがない場合の車椅子使用者に配慮した支援

## 事 例 表

事例番号	神戸-1	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 25 日
大学名	神戸大学鶴甲第 1 キャンパス	施設等の箇所	L 棟西側階段、M 棟西側階段、N 棟西側階段
タイトル	高低差が大きく傾斜も急な屋外階段に警告ブロックがなく、転落の危険あり		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	屋外の階段 3 か所（写真①～③）の上下端いずれにも警告ブロックがない。特に、L 棟西側の階段（写真①）は、学生も頻繁に利用しており、1 段当たり高さ 20 cm で 20 段あり、階下との高低差が大きく傾斜も急である。転落すると、骨折など大けがになりかねないため、警告ブロックが必要		
チェックポイント	屋外の高低差が大きく傾斜の急な階段は、転落すると大けがにつながりかねず危険である。階段の上下端に警告ブロックがあれば、視覚障害者は階段の存在が分かる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	屋外では、屋内と異なり壁など手で触れながら「頼る物」がなく、階段は転落するおそれがあり危険である。特に、L 棟西側階段は、講義室と食堂とを結ぶ「動線」にあり、学生が頻繁に利用しているとみられ、警告ブロックを敷設する必要性が高いと思われる。		

### 【現地写真】

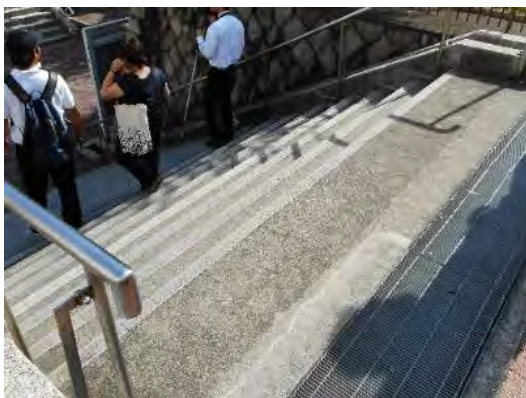
〔①L 棟西側の階段〕



〔②M 棟西側の階段〕



〔③N 棟西側の階段〕



### 【参考】建築設計標準（2.5.1 階段の設計標準）

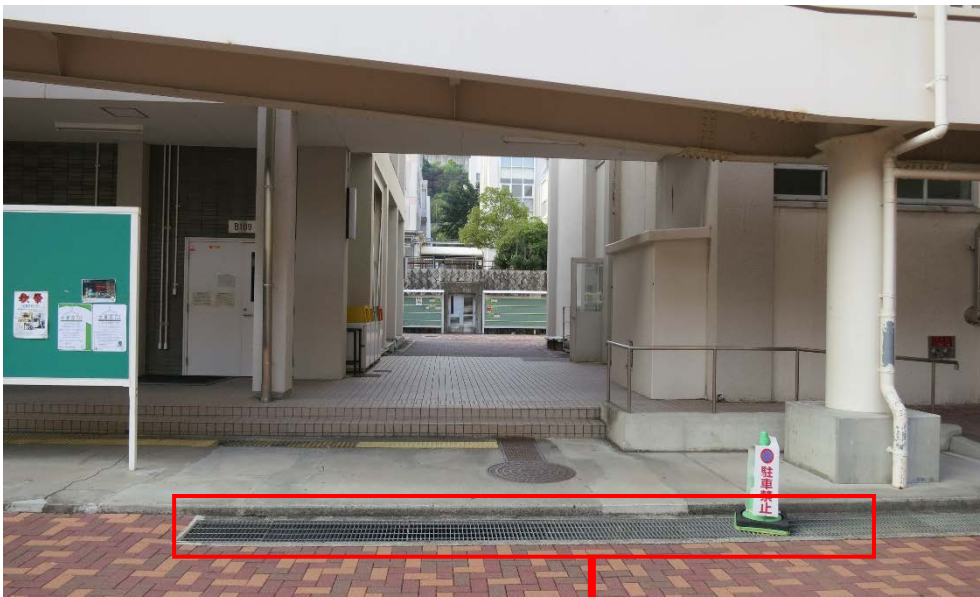
- ・視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する（2-56(3)③）
- ・点状ブロック等は、階段手前 30cm 程度の位置に敷設する（2-56(3)③）



## 事 例 表

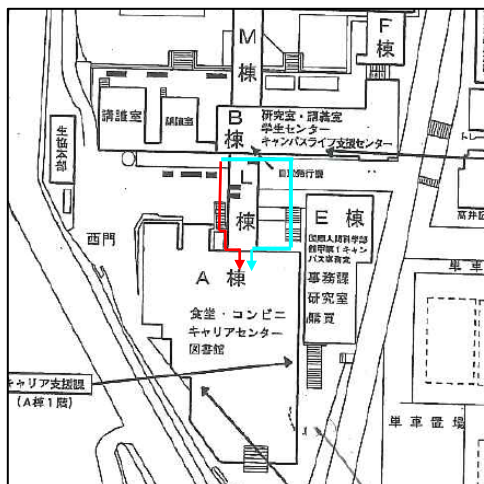
事例番号	神戸-2	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 25 日
大学名	神戸大学鶴甲第1キャンパス	施設等の箇所	B棟（講義棟）からA棟（食堂）を結ぶ通路
タイトル	建物と通路に9cmの段差及び段差下にも格子幅の広い溝ふたがあり、二重に危険		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	<p>学生の利用頻度が高い経路（講義棟と食堂とを結ぶ通路）の途中に、約9cmの段差。しかも、①警告ブロック（点字ブロック）がない、②段差の開始部分に格子幅の広い溝ふたがあり、白杖の先が溝にはまり込み、つまずくおそれあり</p>		
チェックポイント	<p>① 段差の上端に警告ブロックを敷設するか、通行可能なルートを点字ブロックで誘導すれば、安全に通行できる。</p> <p>② 学生が通行する通路などに設置されている溝ふたについて、車椅子の前輪や白杖の先端がはまり込むことのない、狭い格子幅のものが安全である。</p>		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>多くの学生が使用する通路であれば、段差の上端に警告ブロックを敷設した方がよい。他に学生が多く使用する通路があるのであれば、そちらを使用するよう誘導ブロックを敷設するのも一つの方法である。</p> <p>また、視覚障害者は、段差は白杖を立てて確認する機会が多い。そこに格子幅が広い溝ふたがあれば、白杖の先端部分がはまり込み、つまずくおそれがある。</p>		

### 【現地写真】



(参考)

B棟1階講義室から食堂までの移動経路(2パターン)



（約9cmの段差（写真の右上）。しかも、手前に格子状の溝ふた。白杖の先端部分がはまり込むおそれ）



**【参考】 建築設計標準**

(2.5.1 階段の設計標準)

- ・ 視覚障害者に対し警告を行うため、段がある部分の上端に近接する踊場の部分には点状ブロック等を敷設する (2-56(3)③)
- ・ 点状ブロック等は、階段手前 30cm 程度の位置に敷設する (2-56(3)③)

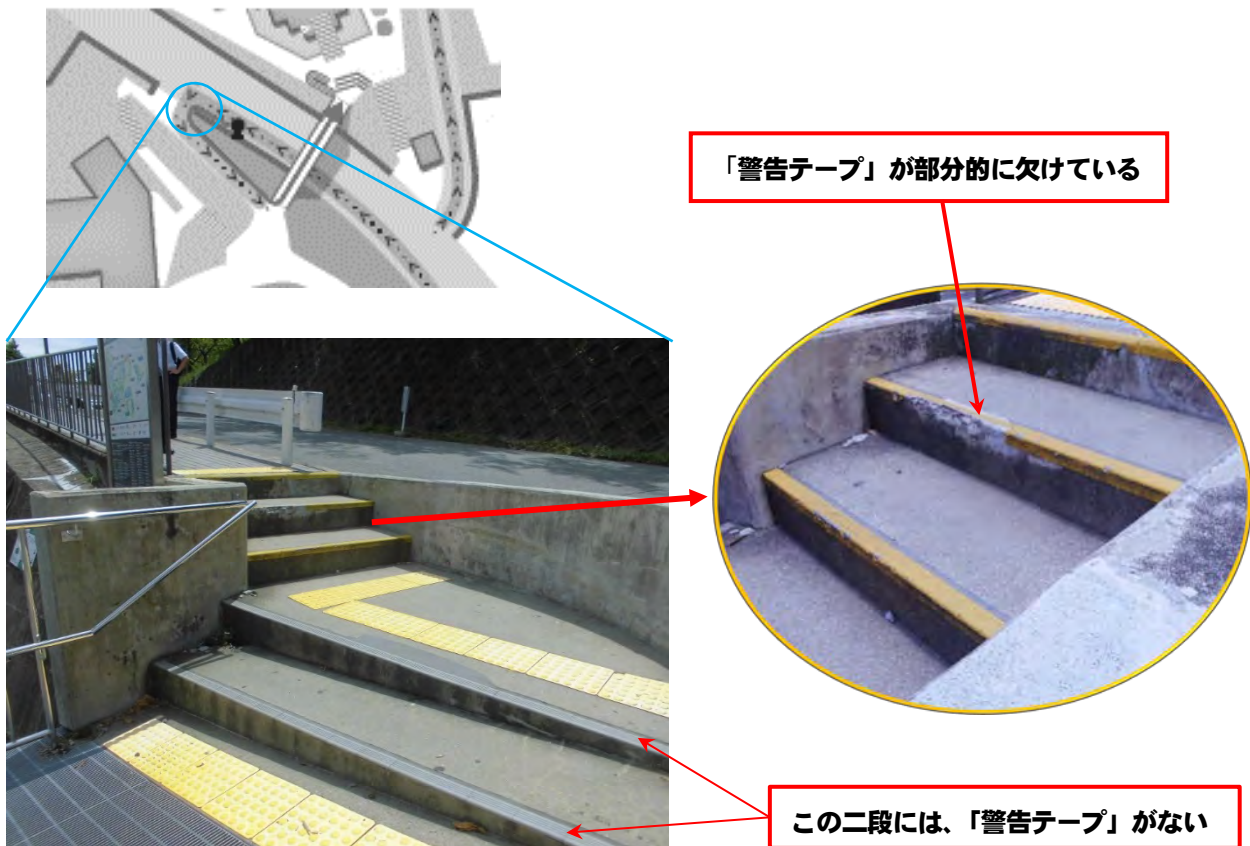
(2.1.1 敷地内の通路の設計標準)

- ・ 通路や傾斜路と、それらを横断する排水溝等の蓋には、高低差を設けない (2-23(4)②)
- ・ 杖先や車いすのキャスター等が落ちないように、蓋のスリット等の幅は 2cm 以下とする (2-23(4)②)

## 事 例 表

事例番号	神戸-3	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 25 日
大学名	神戸大学鶴甲第1キャンパス	施設等の箇所	キャンパス出入口
タイトル	階段の途中から警告テープがなく、踏み外して転倒するおそれ		
障害種別	視覚障害（弱視）		
事例の内容	バス停からキャンパスへ向かう階段の「段鼻」（だんばな、注）には、途中から警告テープがない箇所があるため、階段を踏み外して転倒するおそれあり （注）階段の踏み板（踏み面（ふみづら。足を乗せる部分））の一番先端の部分		
チェックポイント	同色で視認しにくい階段なので、全ての段に黄色等の「警告テープ」が適切に貼られていれば、踏み外して転倒することなく、安全に昇降できる。		

### 【現地写真】



### 【参考】建築設計標準（2.5.1 階段の設計標準）

- ・ 階段は、踏面の端部（段鼻）とその周囲の部分（踏面等）との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする（2-57(4)②）
- ・ 段を容易に識別できるものとするため、踏面の端部とその周囲の部分との輝度比を確保することが望ましい（2-57(4)②）

## 事 例 表

事例番号	神戸-4	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 25 日
大学名	神戸大学鶴甲第1キャンパス	施設等の箇所	L棟東側階段、L棟西側段差
タイトル	警告ブロックの一部又は大半が剥がれ、また摩滅しているなど機能を果たさない		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	警告ブロックについて、踊り場では一部が剥がれ途切れた状態（写真①）、下端では1枚を残し大半が剥がれている（写真②）。また、別の箇所では、突起部分が摩滅したものがあ（写真③）。警告ブロック本来の機能を果たしていない。		
チェックポイント	警告ブロックは、危険の注意喚起など「警告表示」の意図を持ち、途切れることなく連続して敷設する。また、突起部分が意味をなす状態にあるか確認する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	警告ブロック等のメンテナンスが行き届かないこともあるため、「定期的な点検イベント」を行うのも有効ではないか。その際、障害のある学生など当事者も同行してほしい。		

### 【現地写真】

〔① L棟東側階段（踊り場）〕



（注）警告ブロックの一部が剥がれ、途切れた状態。十分機能を果たさない。

〔② L棟東側階段（下端部分）〕



（注）警告ブロックが1枚を残し大半が剥がれ、機能を果たさない。

〔③ L棟西側段差（下端部分）〕



（注）警告ブロックの突起部分が摩滅し、十分機能を果たさない。

〔④ L棟東側階段下付近のゴミ箱〕



（注）剥がれた警告ブロックが放置されている。

【参考】建築設計標準（2.13H.1 視覚障害者誘導用設備）

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続的に適切な維持管理・保守を行うことが望ましい（2-173(5)）



## 事 例 表

事例番号	神戸-5	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 25 日
大学名	神戸大学鶴甲第 1 キャンパス	施設等の箇所	講義室 B109 前通路
タイトル	警告ブロック上に泥よけマット、また床部分と同じ灰色で見分けがつかない		
障害種別	視覚障害		
事例の内容	段差を知らせる警告ブロックについて、①「泥よけ用マット」がかぶさっており、一部「途切れた」状態にあり、転倒のおそれ、②通路の床部分が点字ブロックと同じ灰色であり、コントラストがなく、弱視の学生等には見分けがつかない。		
チェックポイント	警告ブロックは、「警告表示」（危険の注意喚起等）が敷設の目的である。その上に、支障物を置かない。また、点字ブロックは、通例使用されている「黄色」が適当		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>① 警告ブロック上に、泥よけ用のマットを置く必要があるのか確認すること。清掃業者等が一時的に警告ブロック上にマットを置く必要があれば、適切な場所にマットを戻すよう情報共有をすべき。</p> <p>② 弱視者には、点字ブロックを目視で認識する者もいる。点字ブロックは、「黄色」が分かりやすいことが多い。</p>		

### 【現地写真】



### 【参考】建築設計基準（2.13H.1 視覚障害者誘導用設備）

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、黄色を原則とする（2-173(2)②）
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、視覚障害者誘導用ブロック等とその周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする（2-173(2)②）
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を容易に識別できるものとするため、視覚障害者誘導用ブロック等とその周囲の部分（床仕上げ材料）の輝度比を確保することが望ましい（2-173(2)②）

### 【現地調査後の改善状況】

神戸大学では、平成 29 年 8 月 22 日に、泥よけマットの適切な設置位置について周知



## 事 例 表

事例番号	神戸-6	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 25 日
大学名	神戸大学鶴甲第 1 キャンパス	施設等の箇所	A棟とE棟間通路
タイトル	溝ぶたの格子幅が広く雨水ますも深いため、白杖の先端がはまり込むおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	溝ぶた 2 か所の格子幅が広く、しかも下部の雨水ますが深いため、白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれあり		
チェックポイント	学生が通行する通路などに設置されている溝ぶたについて、車椅子の前輪や白杖の先端がはまり込むことのない、狭い格子幅のものが安全である。		

### 【現地写真】



（注）両方とも、学生の「動線」となっている通路に設置。溝穴に白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれ

【参考】建築設計標準（2.1.1 敷地内の通路の設計標準）

・杖先や車いすのキャスター等が落ちないように、蓋のスリット等の幅は 2cm 以下とする（2-23（4）②）

## 事 例 表

事例番号	神戸-7	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 25 日
大学名	神戸大学鶴甲第 1 キャンパス	施設等の箇所	A 棟食堂北側（一般用トイレ）
タイトル	手すりがペーパーホルダーの真下であり、握りにくく体重もかけられない		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	食堂付近に多目的トイレがなく、一般用トイレを使用した。しかし、手すりは、トイレトペーパーホルダーの真下であり、ロールの残量が多いと狭くて握りづらく、ホルダーそのものが妨げとなって、体重をかけられない。		
チェックポイント	一般用トイレについても、車椅子使用者が安心して利用できるよう、腰掛便座の設置、手すりやトイレトペーパーホルダーの位置など工夫する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	食堂付近に多目的トイレがなく、やむを得ず一般用トイレを使用した。手すりがペーパーホルダーの真下となっており、身体を預けることができなかった。		

### 【現地写真】



**（注）** 手すりの位置がペーパーホルダーの真下である。手すりをつかみにくく、身体を預けることが困難。トイレトペーパーを取り替えた直後では、手すりとの間隔が最も狭くなり、握りにくい。

### 【参考】 建築設計標準

（2.7.4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準）

- ・便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を 1 以上設けることが望ましい（2-83(1)③ア）

（2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準）

- ・手すりの位置が遠すぎて体を預けることができない場合があるため、使いやすい位置関係に配慮して、手すりを設ける（2-76 留意点：手すり）
- ・手すりの設置により、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が利用しにくくならないよう注意する（2-76 留意点：手すり）

## 事 例 表

事例番号	神戸-8	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 25 日
大学名	神戸大学鶴甲第 1 キャンパス	施設等の箇所	A 棟総合・国際文化図書館
タイトル	天板昇降機能付きの車椅子使用者用机に操作説明がなく、使い方が分からない		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	図書館に設置された天板昇降機能付きの車椅子使用者用机について、取扱い説明等もなく、使用方法が分からない。使えないのでは、もったいない。		
チェックポイント	車椅子使用者用机について、使用方法を明記することにより、車椅子用機の昇降機能を有効利用することができる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>天板昇降機能付きの車椅子用の机が設置されている。しかし、以下の理由から、利用しにくい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 机が「昇降する」のかどうか、一目で分からない。</li> <li>② 操作機の説明がついていないため、照明のスイッチと間違えた。</li> <li>③ 操作機のコードが短く、手が届きにくい。</li> <li>④ 照明スイッチが上部にあるため、車椅子から伸び上がっても、手が届かない可能性がある。手前の操作機に、照明のスイッチ機能もあると、より便利である。</li> <li>⑤ 介助者も隣に座ることができるスペースがほしい。</li> </ol>		

### 【現地写真】



**（注）** 無造作に、「マウス」状の器具が置かれている。一見して、「昇降機能付きの机」と分からない。操作機の説明書等がなく、操作方法も分からない。また、机用の照明のスイッチは、上部、右手（赤い丸印で囲んだ箇所）の高い位置にある。車椅子から伸び上がっても手が届かない可能性あり。

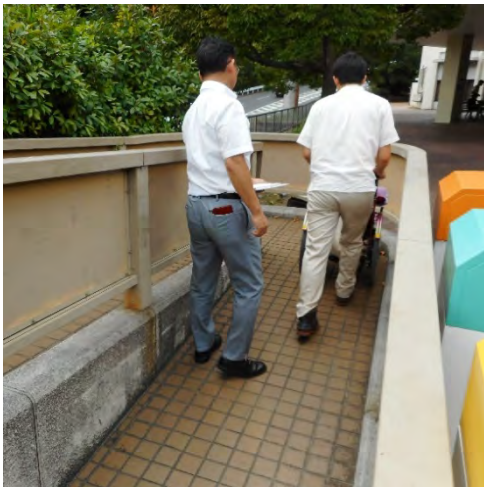


## 事 例 表

事例番号	神戸-9	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 25 日
大学名	神戸大学鶴甲第 1 キャンパス	施設等の箇所	A棟南側陸橋付近
タイトル	スロープの折り返し部分は、傾斜があり、狭くて、車椅子を方向転換しにくい		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	スロープの折り返し部分（建築設計標準では、「踏幅 150cm 以上の水平なスペース」）には、①傾斜があり（写真①）、②幅も狭い（120 cm、写真②）。このため、車椅子を方向転換しにくい。		
チェックポイント	スロープの折り返し部分は、水平で、車椅子の方向転換が行いやすい幅員とする。傾斜があつて、幅員も狭いスロープは、方向転換しにくいので、ホームページやバリアフリーマップ等で、守衛室等の有人窓口のある出入口を案内する。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	スロープの折り返し部分は、傾斜があると転回しにくい。また、このスロープは、幅が狭く、ギリギリ通過できたものの、転回しにくい。折り返し部分の角が丸くなっているが、四角い形状であればもう少し幅が確保できる。		

### 【現地写真】

[写真①：スロープの全景]



(注) 直線、折り返しとも、ゆるやかな傾斜

[写真②：「折り返し」となる曲がり角（拡大）]



(注) 直線、折り返しとも、幅員 120 cm

### 【参考】建築設計標準

#### (2.1 敷地内の通路)

- ・傾斜路を設ける場合には、車いす使用者が安全に昇降することができる幅員や形状とする（2-20 設計のポイント）

#### (2.1.1 敷地内の通路の設計標準)

- ・通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端・下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅 150cm 以上の水平なスペースを設ける（2-21(1)②）



## 事 例 表

事例番号	神戸-10	実地調査年月日	平成29年8月25日
大学名	神戸大学鶴甲第1キャンパス	施設等の箇所	キャンパス出入口
タイトル	大学案内図は位置が高く、溝、傾斜もあるため、車椅子使用者には見づらい		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	構内入口の大学案内図は、大学の上り坂の「下部」となる箇所に、歩道に向けて設置されている（写真①）。しかし、歩道は、逆向きの「下り坂」となっており、車椅子使用者は、勾配のある歩道から、車椅子を固定して見上げざるを得ない。しかも、案内図手前に溝があり、一層見えにくくなっている（写真②）。		
チェックポイント	大学案内図等は、車椅子使用者にも見やすい高さに設置する。下り坂など見づらい状況となる場合、守衛室など連絡先を付記し、必要な案内や支援など行う。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	「大学案内図」を坂の歩道（公道）から見ることになる。歩道は、案内図の位置から傾斜しており、車椅子をしっかりと固定しないと見ることができない。仮に、固定できたとしても、バス停が近くにあり、人通りが多く通行の妨げになるため、ゆっくり見ることができない。また、案内図は、①かなり高い位置に設置されており、②幅のある溝で隔てられているので、よく見えない。		

### 【現地写真】

[写真①：全景]

[写真②：車椅子使用者から見た大学案内図  
(坂下から撮影)]



(注) 構内は「上り坂」、歩道は「下り坂」の変則の位置関係で、「案内図」を掲示（赤い丸印で囲った箇所）

(注) 車椅子使用者は、①「下り坂」に止め、②溝を隔てた高い位置の案内

### 【参考】建築設計標準（2.13G.1 案内表示）

- ・表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける（2-160(1)①）
- ・掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車いす使用者にも見やすい高さ、弱視者が接近して読むことができる位置・見やすい高さとするのが望ましい（2-161(1)②）

## 事 例 表

事例番号	神戸-11	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 25 日
大学名	神戸大学鶴甲第1キャンパス	施設等の箇所	キャンパス出入口
タイトル	バリアフリーのアクセルルートがない場合の車椅子使用者に配慮した支援が必要		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	バス停からキャンパスへ向かうには、歩道に階段があるため、車椅子使用者は通行できず、車道を通らざるを得ない（左下の写真）。バリアフリーマップには「現状公共交通機関からのバリアフリーのアクセルルートがありません」とされているので、車椅子を使用する人は、バスを利用した独力でのアクセスが困難と受け止め、あきらめてしまうかもしれない。		
チェックポイント	キャンパスへの移動に係る人的な配慮があれば、（問合せ先等の電話番号等をバリアフリーマップ及び現地案内板で表示し、必要に応じてサポートが受けられるなど）、車椅子を使用する人も、バスを使ったアクセスが容易になる。		

### 【現地写真】



**【当局の実地調査時も、車椅子使用者は、介助を受けて車道を通行】**



⚠ バス停からの出入り



←「バリアフリーマップ」には、「現状公共交通機関からのバリアフリーのアクセルルートがありません」と記載（下段の赤い文字の箇所）

バス停 16 系統「神大国際化学研究科前」より移動する場合は、急な傾斜路を移動するためご注意ください。  
現状公共交通機関からのバリアフリーのアクセルルートがありません。

### 【現地調査後の改善状況】

神戸大学では、バリアフリーマップの朱書きを「現状公共交通機関からのバリアフリーのアクセスルートがありません」から「現状公共交通機関で移動する場合は、介助者の同伴によりアクセスが可能です」に訂正

なお、バリアフリーマップに連絡先を記載することについては、複数の部局との調整が必要となるため、今後、調整を図るとしている。

#### ⚠ バス停からの出入り



バス停 16 系統「神大国際化学研究科前」より移動する場合は、急な傾斜路を移動するためご注意ください。

現状公共交通機関で移動する場合は、介助者の同伴によりアクセスが可能です。

# 国立大学法人奈良女子大学

- 事例 1 校舎棟の出入口の階段の上端に警告ブロックがないなど、転落のおそれ
- 事例 2 警告ブロック全面をおおう泥よけマット、また誘導ブロックにまではみ出して駐輪
- 事例 3 溝ぶたの格子幅が広く、白杖の先端や車椅子の前輪がはまり込むおそれ
- 事例 4 スロープ内に点字ブロックや格子幅の広い溝ぶたなど障害者に危険や混乱のおそれ
- 事例 5 多目的トイレの固定ベッドが妨げとなり、車椅子使用者が出入りなどできない
- 事例 6 多目的トイレの出入口両側のコピー機等が妨げとなり、引き戸を開閉できない
- 事例 7 講義室の大型引き戸が重く、途中で離すと戻ってしまい、車椅子使用者は入室が困難
- 事例 8 車椅子使用者用の可動式机の位置が他の学生の動線と重なり、接触等のおそれ



## 事 例 表

事例番号	奈良-1	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 30 日
大学名	奈良女子大学	施設等の箇所	①A棟とF棟の間、②A棟の理学系と生環系の間、それぞれの出入口の階段
タイトル	校舎棟の出入口の階段の上端に警告ブロックがないなど、転落のおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	<p>校舎間の出入口 2 か所の階段について、いずれも、①上端と下端に警告ブロックがない、②階段両脇の手すりが、支柱にさえぎられ、途切れており、白杖を利用する視覚障害のある学生は、転落するおそれあり。</p> <p>また、③階段下にある溝ぶたの格子幅が広いため、白杖がはまり込み、つまずくおそれあり</p>		
チェックポイント	<p>階段から転落しないよう、①階段の上下端が分かるよう上下端に警告ブロックを敷設する、②手すりは階段下まで誘導できるよう設置する。③階下で転倒しないよう、格子状の溝ぶたに工夫する。</p>		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	<p>① 警告ブロックがないと、階段の始点終点が認識できない可能性がある。</p> <p>② 手すりを頼って階段を降りる場合、手すりが途切れると、すきまの部分から転落する危険がある。</p> <p>③ 白杖を使用する視覚障害者は、杖の先端を下に向け、段差を確認しながら歩く。格子状の溝ぶたがあり、個々の格子幅が広いと、白杖の先がはまり込む。現地の雨水枡は深いので、歩行中、突然、白杖が底部まではまり込み、つまずくおそれがある。</p>		

【現地写真】（A棟とF棟の間にある階段）



階段がまだ 4 段残っているのに、手すりが途切れている（○印を付した箇所）。手すりに身体を預けているので、手すりが急に途切れるとすきまの部分から転落する危険がある



階段下にある溝ぶた。格子個々の幅が広く、歩行中に、突然、白杖が底部まではまり込んでしまい、つまずくおそれ

**【参考】建築設計標準**

(2.5.1 階段の設計標準)

- ・視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うため、階段の上端に近接する廊下等の部分には点状ブロック等を敷設する (2-56(3)③)
- ・点状ブロック等は、階段手前 30cm 程度の位置に敷設する (2-56(3)③)
- ・連続して手すりが設けられている踊場にも、点状ブロック等を設けることが望ましい (2-56(3)③)
- ・階段には、踊場を除き、手すりを設ける (2-55(3)①)
- ・階段には、踊場を除き、両側に手すりを設けることが望ましい (2-55(3)①)
- ・階段の手すりは踊場にも連続させ、途中で途切れないようにすることが望ましい (2-55(3)①)
- ・点状ブロック等は階段の上端に敷設する他、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる (2-56 留意点：点状ブロック等の敷設)

(2.1.1 敷地内の通路の設計標準)

- ・通路や傾斜路と、それらを横断する排水溝等の蓋には、高低差を設けない (2-23(4)②)
- ・杖先や車いすのキャスター等が落ちないように、蓋のスリット等の幅は 2cm 以下とする (2-23(4)②)

## 事 例 表

事例番号	奈良-2	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 30 日
大学名	奈良女子大学	施設等の箇所	大学会館前通路
タイトル	警告ブロック全面をおおう泥よけマット、また誘導ブロックにまではみ出して駐輪		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	点字ブロックについて、傾斜（スロープ）を知らせる警告ブロック全面に、「泥よけマット」が置かれており（写真①）、本来の機能を果たさない、誘導ブロック上にまではみ出して駐輪されており、歩行の妨げとなっている（写真②）。なお、警告ブロックが灰色では識別できない。		
チェックポイント	警告ブロックは、「警告表示」（危険の注意喚起等）が敷設の目的である。その上に、支障物を置かない。また、点字ブロックは、通例使用されている「黄色」が適当		

### 【現地写真】

[写真①]



**（注）警告ブロックの上部全面に硬質の泥よけマット。隠されていたのでは、機能しない。また、路面と同様の「灰色」では識別できない。**

[写真②]





**（注）「駐輪優先」に？  
誘導ブロックの上に駐輪されており、安全な歩行の妨げ**

【参考】建築設計標準（2.13H.1 視覚障害者誘導用設備）

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続的に適切な維持管理・保守を行うことが望ましい（2-173(5)）



## 事 例 表

事例番号	奈良-3	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 30 日
大学名	奈良女子大学	施設等の箇所	正門とN棟間の通路
タイトル	溝ぶたの格子幅が広く、白杖の先端や車椅子の前輪がはまり込むおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	溝ぶたの格子幅が広い（写真①及び②）。この経路には、誘導ブロックが敷設されておらず、視覚障害のある学生等は、白杖で通路を探っていくしかない。その際、白杖の先端が突然はまり込み、つまづくおそれあり。車椅子の利用者も同様に、前輪（キャスター）がはまり込むおそれあり		
チェックポイント	学生が通行する通路などに設置されている溝ぶたについて、車椅子の前輪や白杖の先端がはまり込むことのない、狭い格子幅のものが安全である。		
【現地写真】			
[写真①：正門前の溝ぶた]		[写真②：正門からN棟に向かう通路の溝ぶた]	
			
<p><b>（注）</b> 両方とも、学生の「動線」となっている通路に設置。溝穴に白杖の先端がはまり込み、つまづくおそれ。車椅子利用者も同様に、前輪がはまり込むおそれ（写真②）</p>			
<p>【参考】建築設計標準（2.1.1 敷地内の通路の設計標準）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・杖先や車いすのキャスター等が落ちないように、蓋のスリット等の幅は2cm以下とする（2-23（4）②）</li> </ul>			



## 事 例 表

事例番号	奈良4	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 30 日
大学名	奈良女子大学	施設等の箇所	総合研究棟から保健管理センターへの歩道スロープ
タイトル	スロープ内に点字ブロックや格子幅の広い溝ぶたなど障害者に危険や混乱のおそれ		
障害種別	視覚障害（全盲）、肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	スロープについて、①内側に点字ブロックが敷設され（上の写真）、車椅子使用者がスリップ等のおそれあり、②分岐点等でもない箇所に意図不明で、路面と同一色（灰色）の警告ブロックが敷設され（左下の写真）、視覚障害のある学生等が戸惑うおそれあり、③格子幅の広い溝ぶたが設置され、白杖の先端がはまり込み、つまずくおそれや車椅子の前輪がはまり込むおそれあり（右下の写真）		
チェックポイント	① スロープ内の点字ブロックは、車椅子使用者の安全通行にも留意して敷設する。 ② 警告ブロックは、危険の注意喚起など「警告表示」の必要がある箇所のみ敷設する。 ③ 学生が通行する通路などに設置されている溝ぶたについて、車椅子の前輪や白杖の先端がはまり込むことのない、狭い格子幅のものが安全である。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	（肢体不自由者（車椅子使用）の意見） この長いスロープ（緩斜面）は、点字ブロックが連続して敷設されている。気管切開し、呼吸器を使う車椅子使用者が点字ブロック上を通行せざるを得ない場合、連続する振動により、痰（たん）を詰まらせ、呼吸が困難となることもある。また、車椅子の前輪（キャスター）が、溝ぶたにはまり込まないよう幅を狭くしてほしい。 （視覚障害者（全盲）の意見） 直線上に意図不明の警告ブロックが敷設されたままでは、何に注意すればよいか分からず混乱、困惑する。「あって危険」ではないが、改善してもらえるとありがたい。 また、溝ぶたについて、障害者対策に直結しない設備と考えるかもしれないが、障害のある学生も通行することを勘案し、転倒の原因となり得る点に配慮してほしい。		

### 【現地写真】



（注）意図不明の警告ブロック。戸惑ってしまう。



（注）車椅子の前輪もはまり込みかねない。

**【参考】 建築設計標準**

(2.1 敷地内の通路)

- ・ 段や傾斜路の上端に近接する部分では、視覚障害者の注意を喚起する措置を行う (2-20 設計のポイント)

(2.1.1 敷地内の通路の設計標準)

- ・ 通路や傾斜路と、それらを横断する排水溝等の蓋には、高低差を設けない (2-23(4)②)
- ・ 杖先や車いすのキャスター等が落ちないように、蓋のスリット等の幅は2cm以下とする (2-23(4)②)

## 事 例 表

事例番号	奈良-5	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 30 日
大学名	奈良女子大学	施設等の箇所	N棟1階、S棟1階(多目的トイレ)
タイトル	多目的トイレの固定ベッドが妨げとなり、車椅子使用者が出入りなどできない		
障害種別	肢体不自由(車椅子使用者)		
事例の内容	多目的トイレに配置された折りたたみベッドが出入口を狭め、車椅子使用者の支障物となっている上(写真①)、内部でも施錠が困難(写真②)		
チェックポイント	多目的トイレに折りたたみベッドを配置する場合、車椅子利用者などの利用も考慮して、円滑な出入りに必要な幅を確保する。		
協働で点検した障害者のコメント(ユーザー)	折りたたみベッドを必要とする方もおられる。ただし、多目的トイレ内は「限られた空間」なので、車椅子利用者など様々な利用を想定して、必要な設備を配置すべきである。折りたたみベッドを設置した結果、車椅子使用者が出入りできないのでは、設置の意味がない。「誰でも円滑に利用できる」ことが重要		

### 【現地写真】

[写真①：S棟内の多目的トイレ]



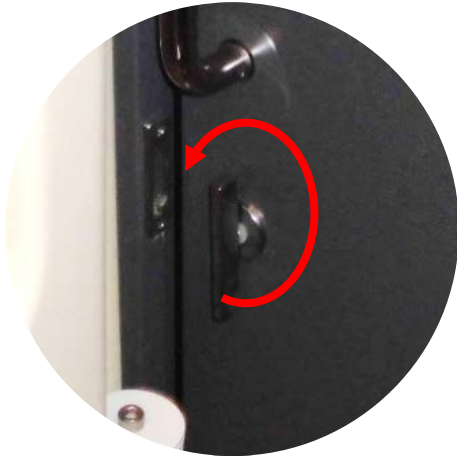
(注) 右側の折りたたみベッドが出入口を狭め、車椅子使用者の出入りの「支障物」(バリア)となっている。

[写真②：N棟内の多目的トイレ]



(注) 折りたたみベッドが妨げ、壁に寄って施錠できない。

[参考①]



[参考②]



(注) 鍵先を4分の3回転させて施錠するタイプ(参考①)は、解錠の場合、鍵先を持ち上げる必要がある。これに対して、つまみを4分の1動かすと施錠や解錠できるタイプ(参考②)は、簡単である。

【参考】建築設計標準

(2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準)

- ・手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする(2-76(1)③)
- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする(2-78(2)②)
- ・車いす使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい(2-78(2)②)
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けない(2-78(2)③)

(2.7.2 多機能便房の設計標準)

- ・乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用いす及び大型ベッドを多機能便房内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保しつつ設けることが必要である。(2-81 留意点：多機能便房への乳幼児用おむつ交換台等の設置)



## 事 例 表

事例番号	奈良-6	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 30 日
大学名	奈良女子大学	施設等の箇所	大学会館 1 階 (多目的トイレ)
タイトル	多目的トイレの出入口両側のコピー機等が妨げとなり、引き戸を開閉できない		
障害種別	肢体不自由 (車椅子使用者)		
事例の内容	多目的トイレについて、①引き戸の右側にコピー機、左側にマガジンラックがあり、車椅子を横向きにできない (写真①)、②取っ手が奥まっておき、手を伸ばしてつかもうとすると、転倒のおそれ (写真②)、③取っ手の奥行き (引き戸とのすき間) が 4 cm しかなく、手や指に障害があると思うように握ることができない (写真③)。		
チェックポイント	多目的トイレの出入口付近には、引き戸の開閉や出入りに支障となる物を置かない。引き戸の場合、取っ手の取付け位置や奥行き (引き戸とのすき間) にも留意する。		
協働で点検した障害者のコメント (ユーザー)	多目的トイレの出入口の両側に支障物があると、車椅子の旋回等の動きが制約される。この引き戸の場合、横向きになることができないので、引き戸に正対して操作するしかない。前かがみになって手を伸ばし、取っ手をつかんで、右から左へ引き戸を開けることとなり、上肢が不自由な人には、単独での開閉が困難な場合もある。 しかも、取っ手が奥まった位置にあるので、手を伸ばそうとして、前かがみになり過ぎると、転倒のおそれがある。また、取っ手の奥行きが狭く、手や指に障害があつて握ることができず、単独で引き戸を開けられず、トイレも利用できない。		

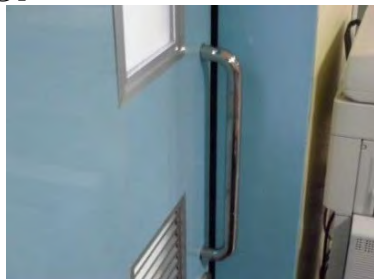
**【現地写真】**

[写真①]



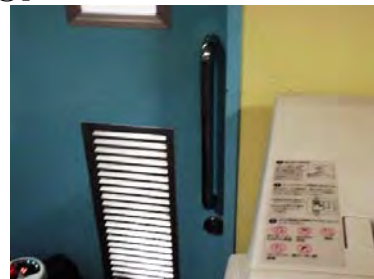
(注) 引き戸 (取っ手をつかみ、向かって右から左へ開ける) の右側にコピー機、左側にマガジンラック。これらが妨げ、車椅子を横向き (右向き) にできない。非常に開けづらい。

[写真②]



(注) 取っ手が奥まった位置にある。手を伸ばしてつかもうとして、前かがみになり過ぎると、転倒のおそれ

[写真③]



(注) 取っ手の奥行き (引き戸との間) が 4cm。手や指に障害があると、思うよう握ることができない。単独でトイレの利用が困難

【参考】建築設計標準 (2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準)

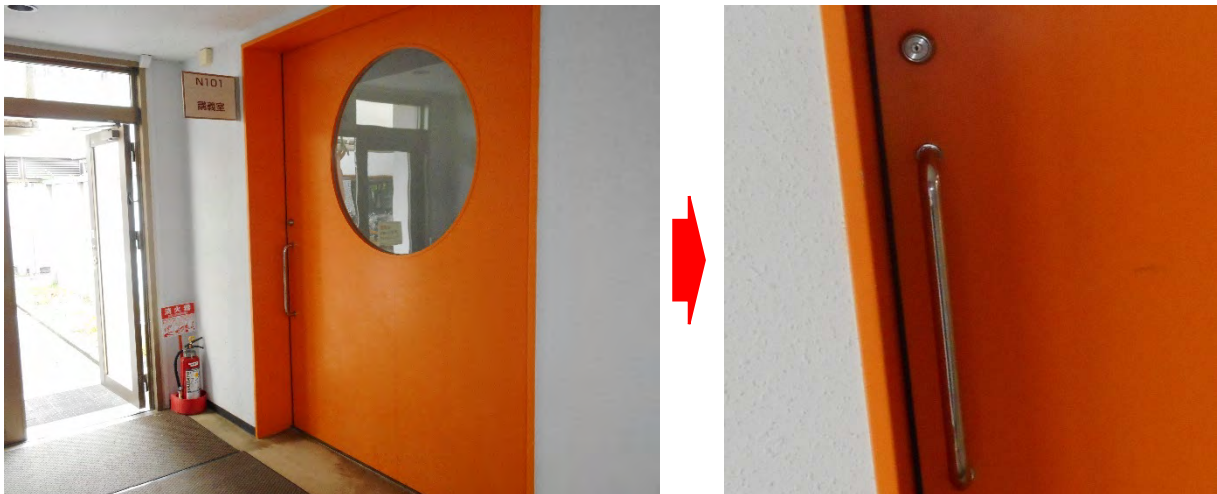
- ・ 戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けない (2-78 (2) ③)
- ・ 操作性を確保するため、取っ手等の位置や形状に十分配慮する (2-79 (2) ③)

## 事 例 表

事例番号	奈良-7	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 30 日
大学名	奈良女子大学	施設等の箇所	N棟 1階 (N101 教室)
タイトル	講義室の大型引き戸が重く、途中で離すと戻ってしまい、車椅子使用者は入室が困難		
障害種別	肢体不自由 (車椅子使用者)		
事例の内容	大講義室の出入口は、手動の大型引き戸であり、幅員は 183cm (「望ましい」とされる下限の 2 倍以上)。かなり重く、しかも、途中で取っ手を離すと元の位置に戻ってしまうため、車椅子使用者は、独力で入室が困難		
チェックポイント	引き戸は、障害のある学生等でも、独力で入室しやすい構造とする。改修等が困難な場合、周辺の学生が支援するなどの対応をとる。		
協働で点検した障害者のコメント (ユーザー)	この戸は、取っ手 (引手) と壁とのすき間が狭いため、手が入りにくい。手が入ったとしても、戸は中間地点で止まらないので、開け切れない。このようなスライド量の大きい引き戸は、ひとりで開けるのにかなりの力がある。特に、大型を設置する理由がなければ、通常の大サイズの引き戸がよい。障害者にとって、出入口の幅員が「広ければよい」というものでないことにも、気付いてほしい。		

### 【現地写真】

[写真：N101 教室の後方扉]



**(注) 引き戸の幅員は 183 cm (左の写真)、取っ手と壁面との間隔は 4.5 cm (右の写真)。この教室の前後 2つの引き戸は、同じ大きさや仕様であり、開閉方向のみ逆 (この引き戸は、左から右へ開ける)**

### 【当局の検討】

建築設計標準では、利用居室 (注) の「出入口の有効幅員は、80cm 以上とする。2 以上の出入口を併設する場合には、そのうち 1 以上の出入口の有効幅員は、90 cm 以上とすることが望ましい」(2.8.1) とされており、有効幅員の「上限」が示されていない。ただし、「どこまでも広ければよい」という趣旨でないことも自明である。

上記の引き戸のように幅員が 183 cm もあれば、当然、引き戸そのものが重くなり、また、からだ全体を使わないと、開け切ることもできない。途中で手を離すと、引き戸の自重で元の位置に戻る構造となっており、車椅子使用者が独力で入室することは困難とみられる。車椅子使用者や他の学生の出入りに、183cm もの幅員が必要とは考えにくい。

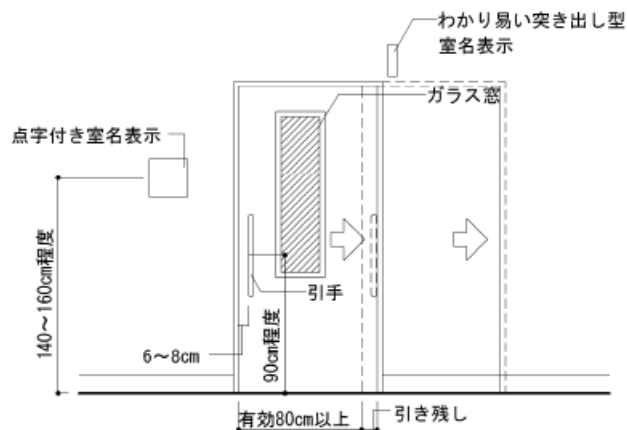
(注) 「利用居室」とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

【参考】建築設計標準 (2.8.1 利用居室の出入口の設計標準)

- ・ 出入口の有効幅員は、80cm以上とする (2-95(1))
- ・ 2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。(2-95(1))
- ・ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする (2-96(2))
- ・ 開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい (2-96(2))

●利用居室の出入口の設計標準

○引き戸の場合



(2以上の出入口がある場合には1以上の出入口は有効90cm以上とすることが望ましい)

(2-98)

## 事 例 表

事例番号	奈良-8	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 30 日
大学名	奈良女子大学	施設等の箇所	S棟 2階 (大講義室)
タイトル	車椅子使用者用の可動式机の位置が他の学生の動線と重なり、接触等のおそれ		
障害種別	肢体不自由 (車椅子使用者)		
事例の内容	大講義室の出入口付近に車椅子使用者用の可動式机が配置されている (写真①)。授業開始前後に多くの学生が車椅子の真後ろを通り、接触等のおそれ (写真②)。接触の衝撃により、車椅子使用者の首 (頸椎など) 等に悪影響を及ぼす危険性もある。		
チェックポイント	講義室の出入口付近は、車椅子使用者に便利だけでなく、他の学生の「動線」ともなるので、接触等の危険も増す。障害のある学生等に負担や危険とならないよう、学生の「動線」も考慮し、障害のある学生用机を配置する。		
協働で点検した障害者のコメント (ユーザー)	肢体不自由な者 (車椅子使用者) の座っている場所の近くに出入口があり、多くの学生が車椅子の真後ろを通る場合は、障害の状況にもよるが、接触の振動で首等に負荷や負担がかかり危険な場合もある。障害者用机の設置場所は、それを利用する当事者と協議の上、周囲の学生への周知なども含め考えた方がよい。		

### 【現地写真】

[写真①：大講義室出入口]



(注) 車椅子使用者の机 (写真の正面) は「可動式」。  
車椅子の「真後ろ」を、他の学生が行き来する。

[写真②：大講義室の内部]



(注) 「真後ろ」を学生が通るとき、車椅子に接触等のおそれ



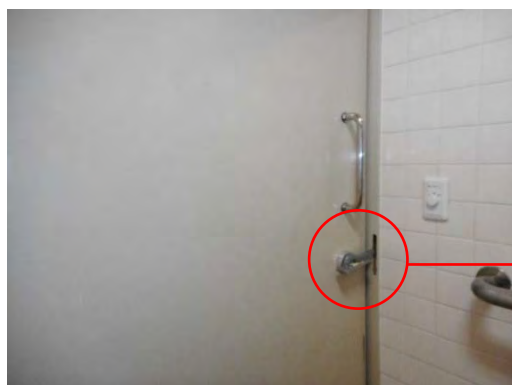
# 国立大学法人和歌山大学

- 事例 1 多目的トイレの鍵が壊れたまま放置されており、車椅子使用者は単独で利用できない
- 事例 2 一般トイレを使いたい障害のある学生等もいるので、選択できるよう誘導する
- 事例 3 エレベーターの車椅子利用者向け操作盤が奥の隅にあり、操作困難
- 事例 4 蔵書検索用のパソコン機の位置が高くて利用できないなど不便
- 事例 5 階段と構内歩道とを接続する点字ブロックがなく、途切れている
- 事例 6 シンボルゾーンへの経路の案内がなく、4 階まで各階でエレベーターを降りて確認
- 事例 7 「スロープ」と誤認されやすい通路の先に段差があり、車椅子が通行できない

## 事 例 表

事例番号	和歌山-1	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 10 日
大学名	和歌山大学	施設等の箇所	大学会館 1 階（多目的トイレ）
タイトル	多目的トイレの鍵が壊れたまま放置されており、車椅子使用者は単独で利用できない		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）等		
事例の内容	建物の歪み等により、多目的トイレの鍵が途中で止まってしまい、施錠できない。やむなく、ドアを押しながら、介助者が施錠した。現状では、車椅子使用者が独力で施錠や解錠することが困難		
チェックポイント	多目的トイレは、車椅子使用者が単独でも利用できなければ意味がない。日々の利用頻度が少ない場所は維持管理が疎かになりがち。鍵穴のチェックを含め、維持管理や修繕を適切に行っておくべき。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	鍵を閉めようとしても、途中で止まってしまい、施錠できない。介助者が取っ手を持ってドアを押しながら、鍵を下ろすと施錠できるが、相当な力を要する。車椅子に座った体勢のまま施錠できない。また、使用後は介助者でも解錠できず、しばらく「閉じ込められた」状態となった。		

### 【現地写真】



（注）途中で止まって動かない。「半閉じ、半開き」の状態。  
本来、下まで届いて、「施錠」の状態になる。

### 【参考】建築設計標準（2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準）

- ・手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする（2-76③）

### 【改善予定】

和歌山大学は、「平成 29 年度内に扉及び鍵の調整をする」としている。

## 事 例 表

事例番号	和歌山-2	実地調査年月日	平成29年8月10日
大学名	和歌山大学	施設等の箇所	大学会館1階（多目的トイレ）
タイトル	一般トイレを使いたい障害のある学生等もいるので、選択できるよう誘導する		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	「男性用」、「女性用」、「多目的」の各トイレが並んでいるのに、点字ブロックは、多目的トイレに向けたものだけ（写真①）。障害のある学生等によっては、多目的トイレではなく、一般用トイレを使いたい者もいるので、それぞれに誘導する等の配慮をすべき		
チェックポイント	「男性用」、「女性用」、「多目的」のトイレを近接して設置する場合、それぞれに点字ブロックを敷設し、ドア横等にも点字で表示すると、障害のある学生等も選びやすい。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	「障害者＝多目的トイレ使用」ではなく、利用しやすいトイレは人それぞれである。自分（全盲）の場合、多目的トイレは、広いために、ドアのロック、便器、トイレトーパー、手洗い用の水道、便器洗浄ボタン等の位置など必要な設備の位置の把握がしにくく、中で右往左往してしまうので、できるだけ使用しない。一般トイレへの誘導ブロックもあれば、助かる。		

### 【現地写真】

[写真①：和歌山大学の大学会館1階にあるトイレ]



(注) トイレは、男性用、多目的、女性用の3つが並ぶ。しかし、点字ブロックは多目的トイレのみ。それぞれに誘導する点字ブロックとし、ピクトグラムにも点字表記があれば、視覚障害者も分かりやすい。

[写真②：福井大学の共用講義棟の多目的トイレ]



(注) トイレ前に、警告ブロックを敷設。ドア横の案内表示にも、点字でトイレの種類が分かるよう表示

[ドア横のマークを拡大]



(注) 上部（枠囲みの箇所）に、点字表示

**【参考】 建築設計標準**

(2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準)

- ・ 便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設ける場合には、車いす利用者用便房以外の便所に誘導する (2-77(1)④エ)

(2.7.4 その他の便房、便所・洗面所の設計標準)

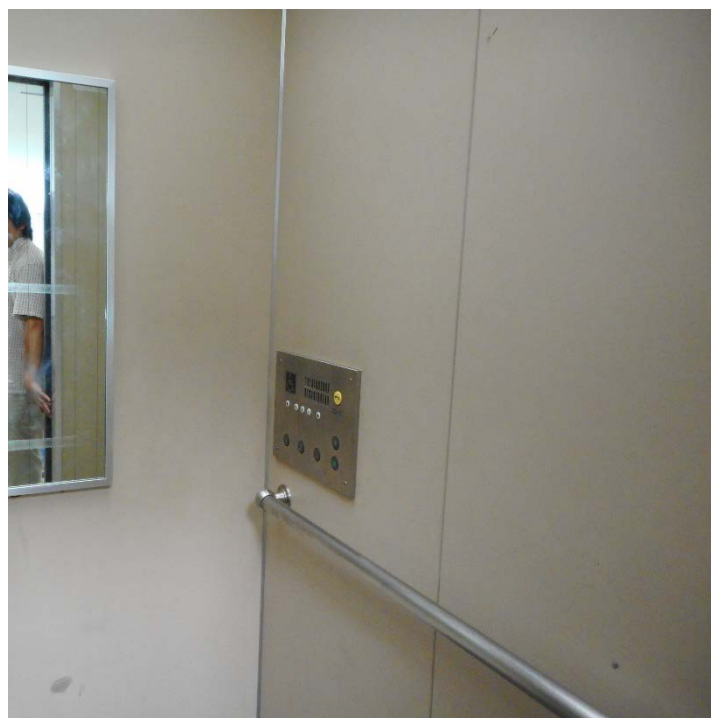
- ・ 案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。また必要に応じて音声による案内・誘導を行う (2-85(3))



## 事 例 表

事例番号	和歌山-3	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 10 日
大学名	和歌山大学	施設等の箇所	附属図書館（エレベーター）
タイトル	エレベーターの車椅子利用者向け操作盤が奥の隅にあり、操作困難		
障害種別	肢体不自由（車椅子利用者）		
事例の内容	車椅子利用者向けのエレベーターの操作盤が奥の隅に設置されており、車椅子から身体を伸ばさなければ届かない。このような位置に取り付けた意図が不明		
チェックポイント	車椅子利用者向けのエレベーター操作盤は、中央の左右の壁に設置する。中央部の設置が難しい場合であっても、極端に奥や手前としない。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	エレベーターの操作盤が奥の隅に設置されており、ボタンに手が届かない。非常に操作しづらい。		

### 【現地写真】



### 【参考】建築設計標準（2.6.1 エレベーターの設計標準）

- ・かご内で転回しにくい車いす使用者の操作を考慮し、車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤は、かご中央の左右の壁に設ける。また、極端にかごの奥や手前に設けない(2-65 (5) ③)

### 【改善予定】

和歌山大学は、「平成 30 年度にエレベーターを更新する際に操作盤の位置も改善する」としている。

## 事 例 表

事例番号	和歌山-4	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 10 日
大学名	和歌山大学	施設等の箇所	附属図書館
タイトル	蔵書検索用のパソコン機の位置が高くて利用できないなど不便		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	蔵書検索用のパソコン機は、「立位」（立ち上がった状態）で利用する前提となっており、高い位置にある。車椅子使用者は、利用できない。また、足下の「かばん置き」が妨げとなり、机の真下に車椅子を進められない。現状は、車椅子使用者がパソコンを利用しない前提で、機器等が配置されている。		
チェックポイント	蔵書検索用のパソコン機について、障害のある学生等も平等に利用できる高さのものも設置すると利便性が確保できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	車椅子に座ったままで検索しようとしたが、「かばん置き」が妨げとなって近づけない。検索用パソコンの机が高く、介助者がキーボードを操作する場合でも、自分からは下から画面を見上げることになる。「上から見る」ことが前提の画面の角度では、車椅子使用者からは、画面の内容がほとんど見えない。		

### 【現地写真】



**（注）** 机の位置が高すぎる。車椅子使用者は、キーボードに手が届かず、単独で操作できない。パソコンの画面も「上向き」。車椅子使用者からは、画面の内容がほとんど見えない。  
 また、「かばん置き」が妨げとなって、車椅子を机の真下まで進められない。利用の都度、「かばん置き」を移動させるしかなく、不便である。

### 【改善予定】

和歌山大学は、「平成 29 年度内に、車椅子利用者向けの新しい机を設置する」としている。

## 事 例 表

事例番号	和歌山-5	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 10 日
大学名	和歌山大学	施設等の箇所	シンボルゾーン
タイトル	階段と構内歩道とを接続する点字ブロックがなく、途切れている		
障害種別	視覚障害（全盲）		
事例の内容	バス停から長い階段の上端まで点字ブロックが敷設されている（写真②）。しかし、階段を上がった地点から構内歩道（シンボルゾーン）に接続する点字ブロックがない（写真①）。階段とシンボルゾーンとを接続して一体化すると、視覚障害のある学生等の歩行向け「ネットワーク」となり、より一層機能を発揮できる。		
チェックポイント	階段にも誘導用の点字ブロックを敷設している場合、構内歩道の点字ブロックと接続する。視覚障害のある学生等も、混乱なく移動できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	わずかな距離でも、誘導ブロックを接続させることで、階段に設置されている点字ブロックと構内歩道（シンボルゾーン）に設置されている点字ブロックの両者がより活きると思う。なお、設置に当たっては、当事者との協議が必要であると思う。		

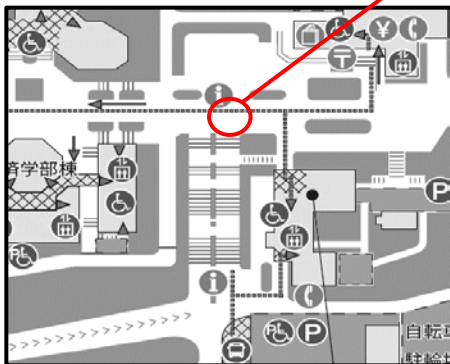
### 【現地写真】

[写真①]：階段上端から、点字ブロックなし



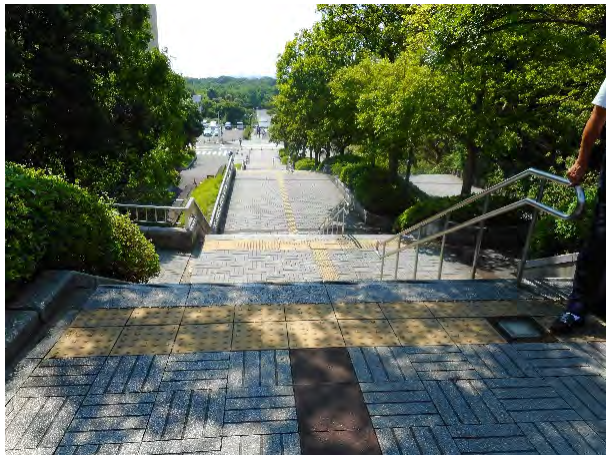
(注) 階段上端から構内歩道に向け、点字ブロック（黄色）なし。

[図]



(注) 中央の「南北通路」が写真②

[写真②]階段を含めて、点字ブロックが連続



(注) バス停から構内歩道に連続して、点字ブロックあり。

**【参考】建築設計標準（2.1.1 敷地内の通路の設計標準）**

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける（2-22(3)③）

**【改善予定】**

和歌山大学は、「平成 29 年度内に、階段と構内歩道を点字ブロックで接続する」としている。



## 事 例 表

事例番号	和歌山-6	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 10 日
大学名	和歌山大学	施設等の箇所	バス停からシンボルゾーン入口
タイトル	シンボルゾーンへの経路の案内がなく、4 階まで各階でエレベーターを降りて確認		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	大学のバス停から校舎等がある「シンボルゾーン」（構内歩道）まで、長い階段がある。車椅子使用者は、階段を利用できないので、本部共通棟にあるエレベーターを利用し、「4 階から」シンボルゾーンに出る。しかし、本部棟 4 階とシンボルゾーンが接続している旨の表記が、階段の下の案内板にも本部共通棟入口にもどこにもない。		
チェックポイント	大学構内への通路に長い階段等がある場合、車椅子使用者が利用可能な別の経路を、階段下の案内板、バリアフリーマップ等に明記する。迷わずに移動できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	本部共通棟の守衛室で聞くことも可能であるが、車椅子使用者の中には、言語障害もある者もいる。階段下の案内板等に「本部共通棟エレベーターを使って、4 階からシンボルゾーンに出られる」旨の表示があれば分かりやすい。 今日（調査当日）は、シンボルゾーンに行くため、本部棟のエレベーターを使うと聞いていたが、「何階から出るか」分からなかったので、①いったん 2 階で降りて探し、②次に 3 階で降りて探し、③ようやく 4 階で通路が見つかった。		

### 【現地写真】



**（注）** 図の上部、東西方向が「シンボルゾーン」、中ほど右側の建物が「本部共通棟」（図には、エレベーターのマークあり）。本部共通棟 4 階でシンボルゾーンと接続



シンボルゾーン



本部共通棟

### 【参考】建築設計標準（2.13G.1 案内表示）

- ・大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物等においては、案内表示や誘導、音声案内、文字情報等の配置は、特に注意する必要がある。また、人によるサポートがあると誰もが安心して使えるので、建築的な対応に加えて人やインターホン等を配置し、ソフト面でも対応することも考えられる（2-160 留意点：配置上配慮すべき事項）

### 【改善予定】

和歌山大学は、「平成 29 年度内に、シンボルゾーンまでの経路に関する案内板を本部共通棟 1 階のエレベーター前に設置」としている。

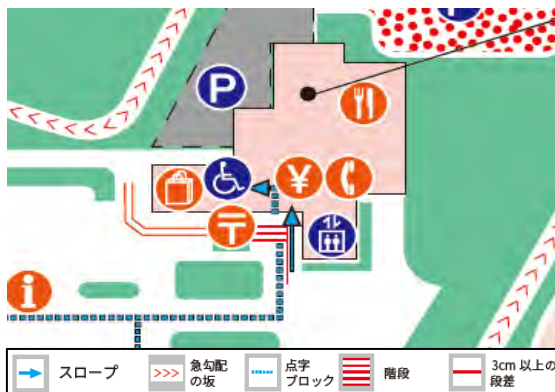
## 事 例 表

事例番号	和歌山-7	実地調査年月日	平成 29 年 8 月 10 日
大学名	和歌山大学	施設等の箇所	大学会館前通路
タイトル	「スロープ」と誤認されやすい通路の先に段差があり、車椅子が通行できない		
障害種別	肢体不自由（車椅子使用者）		
事例の内容	建物を出て右横の通路の先の踊り場部分には段差があり、車椅子使用者は当該通路を使ってシンボルゾーンに抜けられない。しかし、「スロープ」のように見えるため、誤認して通行し、行き止まりになり引き返さなければならない。		
チェックポイント	「スロープ」と誤認されかねない通路に段差もある場合、「この先、段差あり」など表示し、注意喚起すると混乱を防止できる。		
協働で点検した障害者のコメント（ユーザー）	この通路を下って行くと、幅が狭くなる。先まで見渡せず、段差があることも分からない。調査当日も「スロープ」と誤認して、通路を引き返した。通路の入口に、「段差あり」の旨表示しておく、車椅子使用者も通り抜けられないことが分かる。また、動線や段差の状況によっては段差解消機などの設置も検討してほしい。		

### 【現地写真】



**（注）** 通路入口に「段差あり」等と表示すれば、車椅子使用者も認識  
 [バリアフリーマップ（大学会館周辺抜粋）]



**（注）** 郵便ポスト右横に「階段」の表示（赤の三本線）。  
 郵便ポスト左横に「3 cm以上の段差」の表示（赤の二本線）あり。  
 会館の出入口の左横に、「スロープ」（青の矢印）あり。こちらを利用すると、安全  
**【改善予定】**

和歌山大学は、「平成 29 年度内に、現行のスロープに誘導するため車止めを設置する」としている。